

根室市津波防災地域づくり推進計画

～海とともに生きる、安全・安心な水産都市ねむろ～



令和5年3月

(令和5年5月一部改訂)

根室市

はじめに

本市は、昭和 48 年の根室半島沖地震や平成 6 年の北海道東方沖地震など、これまで何度も地震・津波による被害を受けてきました。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、東北地方では多くの方々の尊い命が津波により失われ、甚大な被害をもたらしました。

この災害を教訓に、「何としても命を守る」ことを主眼として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に対して「減災」の考え方にに基づき対策を講じることが求められています。

こうした中、国や北海道では、新たな津波浸水想定や被害想定を公表し、令和 4 年 7 月に北海道が公表した根室市の被害想定では、第 1 波津波到達時間 24 分、最大津波高 21.67m の津波により、冬の夕方に地震が発生した場合、津波による死者数が最悪の状況で 2,300 人という衝撃的な数字が示されました。

これらの状況を踏まえ、ソフト事業とハード事業が一体となった多重防御による対策に取り組み、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、学識経験者、国、北海道、市、市民代表等から構成される根室市津波防災地域づくり推進協議会を設置し、本計画を策定しました。

本計画では、「海とともに生きる、安全・安心な水産都市ねむろ」として津波防災地域づくりの将来像を位置付け、市の持続的な発展、安全・安心なまちづくりを実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり推進協議会において、ご議論いただきました委員の皆様、地区懇談会において地域の課題や対策に係るご意見をいただきました地域の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

根室市長 石垣 雅敏



根室市津波防災地域づくり推進計画

目 次

第1章	推進計画の目的・位置づけ	1
第1節	推進計画策定の背景と目的	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	推進計画区域	3
第2章	市内の現況・これまでの取組	4
第1節	根室市の変遷	4
第2節	人口・産業	8
第3節	土地利用・交通	12
第4節	これまでに実施した地震・津波に対する取組	14
第3章	津波防災地域づくりの課題	26
第1節	津波の浸水深と想定される被害	26
第2節	津波防災地域づくり上の課題	36
第3節	地区別の課題	37
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	43
第1節	津波防災地域づくりの将来像	44
第2節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針	45
第3節	地区ごとの取組方針	46
第4節	冬期の課題への取組方針	51
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	52
第1節	土地利用	52
第2節	警戒避難体制の整備	54
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務	62
第1節	事業・事務の整理	62
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方	81
第1節	今後さらに検討が必要な事項	81
第2節	推進体制	83
第3節	計画の見直しと更新	83
参考資料		84
	根室市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱	84
	根室市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	86
	検討経緯	87

第1章 推進計画の目的・位置づけ

本章では、推進計画の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画区域について示します。

第1節. 推進計画策定の背景と目的

(1) 推進計画策定の背景

本市は北海道の東端に位置し、太平洋とオホーツク海に突き出した半島とその付け根に当たる部分から成り立っています。大きな山や河川はなく大部分がほぼ平坦な台地状の地形ですが、市街地は高低差があり、緩やかな坂道が多い町並みとなっています。また、水産のまちとしても有名であり、毎日豊富な水産物が水揚げされています。

一方で、日本海溝・千島海溝沿いでは巨大地震が懸念されており、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災と同等以上の被害が想定されています。

また、東日本大震災を受けて、これらの地震、津波からの防災・減災、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)」が制定されました。

上記の法律に基づき、本市では、ハード施策とソフト施策が一体となった対策に取り組み、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心なまちを創り上げることを目的に「根室市津波防災地域づくり推進計画(以下、「本計画」という。))」を策定しました。

(2) 推進計画の目的

本市では、北海道太平洋沿岸(羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村)の津波浸水想定(令和3年7月に北海道より公表)を踏まえ、津波防災地域づくりを推進することが求められています。そのため、本計画では、北海道特有の冬期の課題や各地域が持つ課題の解消、土地利用・警戒避難体制の整備などの方向性を示し、まち全体で実施すべき施策の具体化により、本市の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。

なお、本計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく「推進計画」との整合性を図りながら、津波避難に係る緊急に実施すべき対策をとりまとめる「津波避難対策緊急事業計画」等への適切な反映により、事業の推進に繋げていくものとなっています。

第2節. 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画であり、将来あるべき姿と進むべき方向について基本的な指針を示す「第9期根室市総合計画」、国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図る「根室市国土強靱化地域計画」を基本とし、目指すべきまちの将来像や土地利用の方針を示す「根室市都市計画マスタープラン」、防災対策等の取組みを定めた「根室市地域防災計画」、地域ごとに避難時の留意点や基本事項を取りまとめている「津波避難計画」との整合を図っています。

その他、国・北海道所管の海岸保全施設や河川施設等の整備計画に記載されたハード施策の内容も本計画に反映しています。

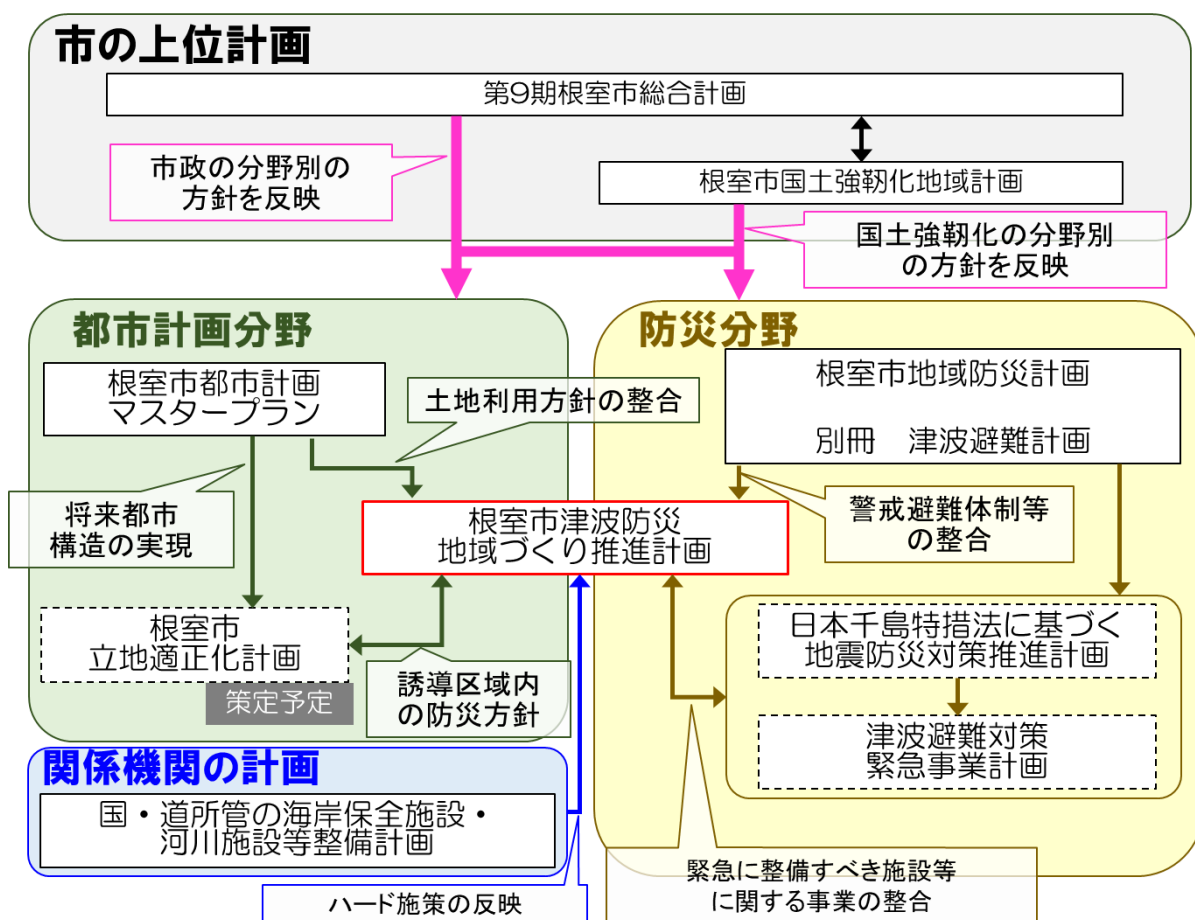


図 1-1 計画位置づけ図

第3節. 推進計画区域

津波防災地域づくりは、海岸保全施設の強化や津波浸水想定区域内における避難場所等の整備が必要になります。一方、津波浸水想定区域外においても、津波避難場所における冬期に係る対策の充実、避難路の整備や緊急輸送道路を利用した被災場所への救助活動・物資輸送などの確保を総合的に進めています。

以上により本市における推進計画区域は「根室市全域」とします。

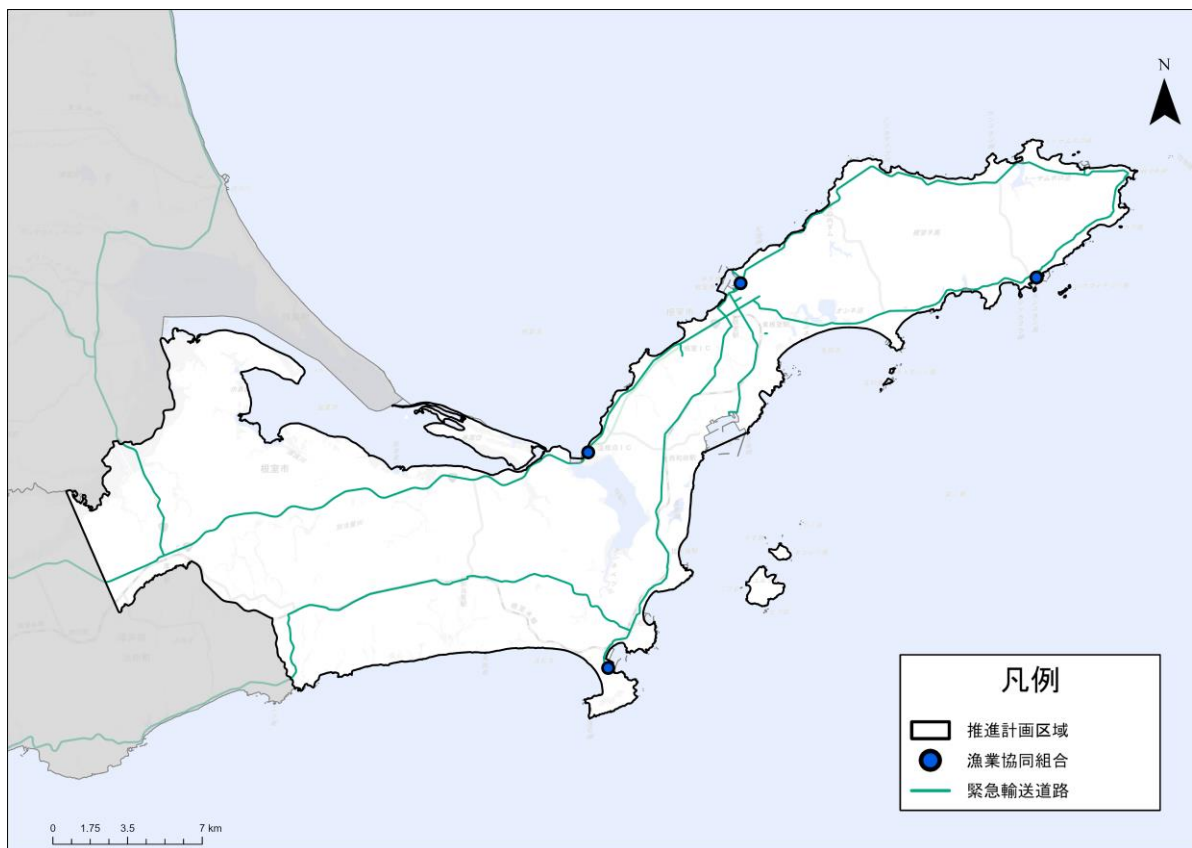


図 1-2 推進計画区域

第2章 市内の現況・これまでの取組

本章では、本市の変遷、人口・産業、土地利用・交通、これまで実施してきた地震・津波防災施策について示します。

第1節. 根室市の変遷

(1) 根室市の歴史

本市では縄文時代早期から人の居住が確認されており、オホーツク文化や擦文文化の集落跡やアイヌ文化のチャシ跡などの遺跡が見られます。地層からは過去にこの地域を襲った津波や火山活動による堆積物がみられ、災害の歴史も知ることができます。また、古くから港町であり、1792（寛政4）年にはロシア初の遣日使節であるラクスマンが現在の根室港に来航し通商を求めるなど、ロシアとの関わりが深く日ロ外交交渉発祥の地として知られています。

松前藩に統治される江戸時代、開拓使の時代の後、三県時代に入る北海道では明治15年（1882年）から明治19年（1886年）の間、本市は「根室県」の一部に位置しました。その後、三県の廃止、北海道庁設置、支庁配置などを経て、明治33年（1900年）7月1日に一級町村制の施行に伴い「根室町」となりました。さらに昭和32年（1957年）8月1日に和田村と合併して「根室市」となり、昭和34年（1959年）4月1日に歯舞村を併合して現在の根室市となりました。

(2) 根室市における過去の災害

本市では天保 14 年（1843 年）の地震から記録が残っており、近年では昭和 48 年（1973 年）の根室半島沖地震、平成 5 年（1993 年）の釧路沖地震、平成 6 年（1994 年）の北海道東北沖地震などが発生し、地震に伴う津波の襲来などにより甚大な被害が発生しています。

表 2-1 根室市の既往の地震・津波概要（1/3）

発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規 模 (M)	震 度	種 別	被 害 状 況
天保 14 年 3 月 26 日 (1843)	7.5	不明	地震 津波	6 時ごろ国後、根室、厚岸、釧路地方大地震の津波のため水死 46 名、家破壊 75 戸、船舶破損 61 隻。
明治 27 年 3 月 22 日 (1894)	7.9	5~6	地震	市街道路 60~90m さける。落石、納沙布 2 灯台ランプレンズ破損。
昭和 35 年 5 月 24 日 (1960) チリ地震津波 震源:チリ沖中部沿岸	9.5	無感	津波	死者 1 名、床上浸水 39 棟、床下浸水 1 棟、水産等被害額 24 百万円 ※昭和 35 年 5 月 23 日(1960)に南米チリ沖を震源とする地震が発生。津波は翌 24 日午前 2 時 36 分に花咲港に到達。最大波高は 227cm を記録。
昭和 48 年 6 月 17 日 (1973) 根室半島沖地震 震源:根室半島南東沖	7.4	5	地震 津波	重傷 3 名、軽傷 19 名、住宅全壊 2 戸、一部破損 5,034 戸、津波による床上浸水 61 戸外、水産港湾、商工農業その他被害額 1,897 百万円。 津波:2.8m
平成 5 年 1 月 15 日 (1993) 釧路沖地震 震源:釧路沖	7.8	4	地震	軽傷 11 名、住家一部破損 130 棟、商工業被害 83 件、水産被害 11 件、学校破損 13 校など被害額 407 百万円。厚床、齒舞で断水。齒舞、厚床の一部、敷島町の一部 2,152 戸が停電。
平成 6 年 10 月 4 日 (1994) 22 時 23 分発生 北海道東方沖地震 震源:北海道東方沖	8.2	5	地震 津波	重傷 8 名、軽傷 42 名、住家全壊 17 棟、半壊 271 棟、一部破損 1,533 棟、床上浸水 2 棟、漁船破損 12 隻などの水産被害、道路亀裂等 58 ヶ所などの土木被害、港湾 1 港区、漁港 10 港の破損、商工業被害 501 件など被害総額 17,865 百万円。津波:1.7m 沿岸住民に避難勧告。火災 1 件発生(部分焼)別当賀、初田牛、西厚床の一部で停電。市内全域 9,450 世帯で断水。JR花咲線根室~厚床間が 11 月 2 日まで不通。

(出典：根室市地域防災計画資料編)

表 2-2 根室市の既往の地震・津波概要 (2/3)

発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規模 (M)	震度	種別	被 害 状 況
平成 12 年 1 月 28 日 (2000) 23 時 21 分発生 震源:根室半島南東沖	6.8	4	地震	軽傷 2 名、公共施設及びその他施設の被害なし。
平成 15 年 9 月 26 日 (2003) 4 時 50 分発生 平成 15 年十勝沖地震 震源:釧路沖	8.0	4	地震 津波	花咲港における津波到達時刻等 午前 5 時 27 分、最大波 0.9m。 軽傷 4 名、住宅被害 18 件、港湾 1 港区 11 件、商工、学校施設など計 122 件。被害額 177,954 千円。 JR 花咲線根室～厚床間 29 日まで運休。 落石・光洋町地区住民 26 世帯 92 名が自主避難。
平成 16 年 11 月 29 日 (2004) 午前 3 時 32 分発生 震源:釧路沖	7.1	4	地震 津波	花咲港における津波到達時刻等 午前 3 時 54 分、最大波 0.1m(午前 4 時 3 分) 重傷者 3 名、軽傷者 1 名、港湾被害など計 61 件。 被害額 353,415 千円
平成 16 年 12 月 6 日 (2004) 午後 11 時 15 分発生 震源:根室半島南東沖	6.9	4	地震	軽傷者 1 名、物的被害 5 件 被害額 27 千円
平成 18 年 11 月 15 日 (2006) 午後 8 時 29 分頃発生 震源:千島列島	7.9	1	地震 津波	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等 午後 9 時 29 分 最大波 0.4m(午後 9 時 43 分) 市内全域に避難勧告発令 (13,159 世帯 31,426 人対象) 避難人数 約 900 人
平成 19 年 1 月 13 日 (2007) 午後 1 時 24 分頃発生 震源:千島列島東方 (北西太平洋)	8.2	3	地震 津波	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等 午後 2 時 38 分 最大波 0.2m(午後 4 時 33 分) 沿岸 31 地区に避難勧告発令 (3,310 世帯 9,206 人対象) 避難人数 約 800 人
平成 19 年 8 月 17 日 (2007) 8 月 16 日 午前 8 時 40 分頃発生 震源: 南米西部ペルー沿岸	7.9	—	津波	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等(第 1 波は不明) 最大波 0.1m(午前 7 時 53 分)

(出典：根室市地域防災計画資料編)

表 2-3 根室市の既往の地震・津波概要 (3/3)

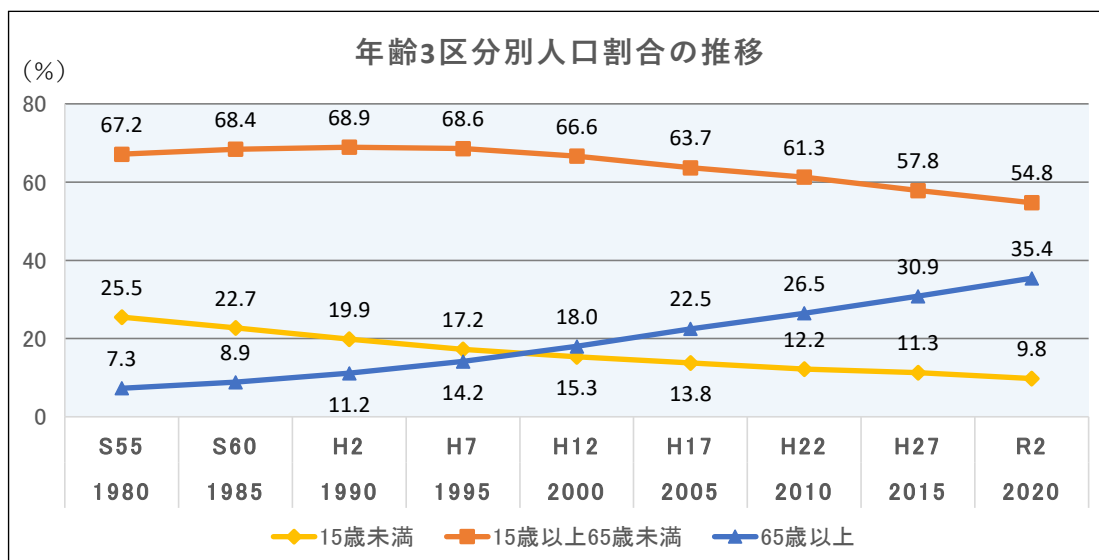
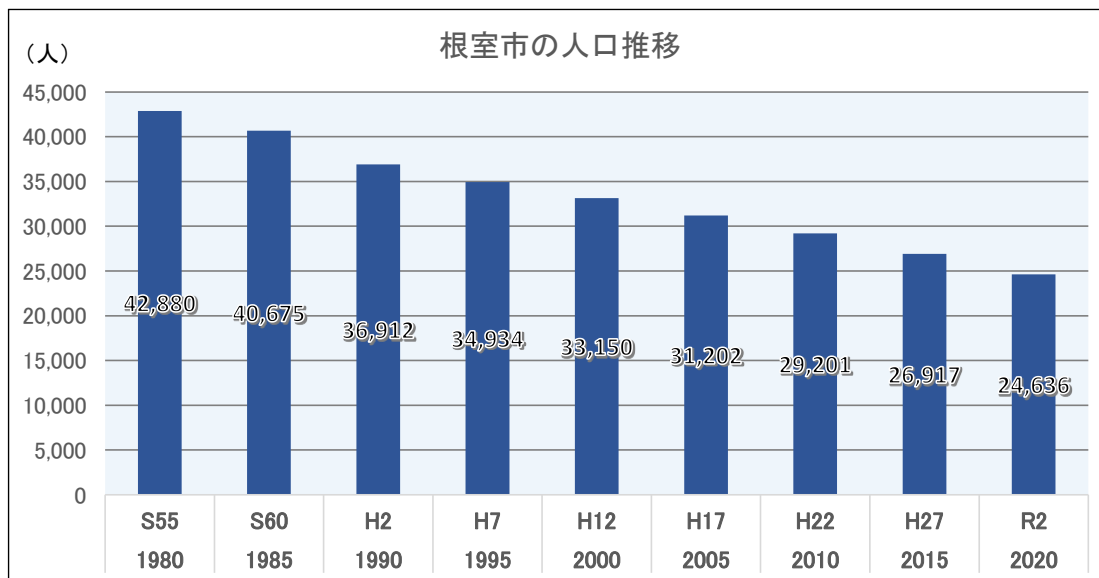
発 生 年 月 日 地 震 災 害 名	規模 (M)	震度	種別	被 害 状 況
平成 21 年 9 月 30 日 (2009) 午前 2 時 48 分頃発生 震源:南太平洋 サモア諸島付近	8.3	—	津波	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等(第1波は不明) 最大波 0.1m(午後 3 時 31 分)
平成 22 年 2 月 27 日 (2010) 午後 3 時 34 分頃発生 震源:チリ中部沿岸	8.6	—	津波	被害等なし 花咲港における津波到着時刻等 28 日午後 1 時 47 分 最大波 1.0m(28 日午後 6 時 23 分) 沿岸 32 地区に避難指示発令 (3,363 世帯 8,840 人対象) 避難人数 約 2,200 人
平成 23 年 3 月 11 日 (2011) 午後 2 時 46 分頃発生 東北地方太平洋沖地震 震源地:三陸沖	9.0	2	地震 津波	被害件数 204 件 (住宅 11 件、港湾施設 14 件、水産施設・漁船 95 件、商工 26 件、その他 73 件) 花咲港における津波到達時刻等 11 日午後 3 時 34 分 最大波 2.8m(11 日午後 3 時 57 分) 沿岸町会に避難指示発令 (3,318 世帯 8,620 人対象) 避難人数 約 2,900 人
平成 24 年 3 月 14 日 (2012) 午後 6 時 9 分頃発生 震源:三陸沖	6.8	3	地震 津波	被害なし 花咲港における津波到達時刻 14 日 18 時 55 分 最大波 微弱(14 日午後 7 時 08 分) 沿岸町会に注意喚起
平成 25 年 2 月 2 日 (2013) 午後 11 時 17 分頃発生 震源:十勝地方南部 サモア諸島付近	6.5	5強	地震	厚床で 5 強を観測。負傷者 1 名 公共施設に外壁が剥がれるなどの被害が発生
平成 26 年 4 月 2 日 (2014) 午前 8 時 46 分頃発生 震源:チリ北部沿岸	8.2	—	津波	被害等なし 花咲港における津波到着時刻等 3 日午後 4 時 20 分 最大波 0.2m 2 日より沿岸地区に注意喚起及びパトロールを実施
平成 27 年 9 月 17 日 (2015) 午前 7 時 54 分頃発生 震源:チリ中部沿岸	8.3	—	津波	被害等なし 花咲港における津波到着時刻等 18 日午前 11 時 12 分 最大波 0.2m 18 日午前 3 時に津波注意報が発表され、沿岸地区に注意喚起及びパトロールを実施

(出典：根室市地域防災計画資料編)

第2節. 人口・産業

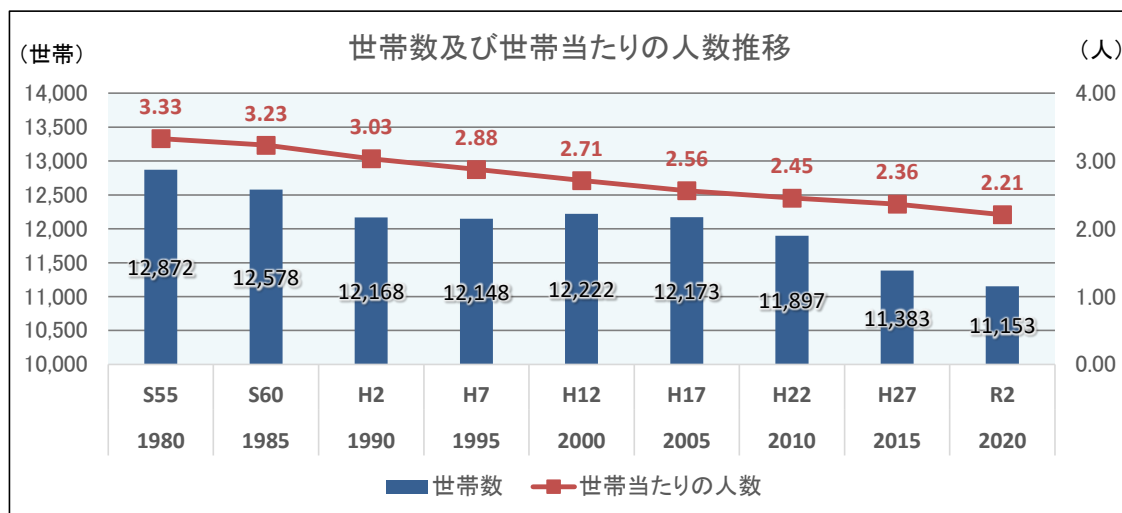
(1) 人口の推移

本市における総人口は出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、令和2年（2020年）国勢調査には24,636人となっています。また、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が35.4%であり超高齢社会となっています。



(出典：国勢調査)

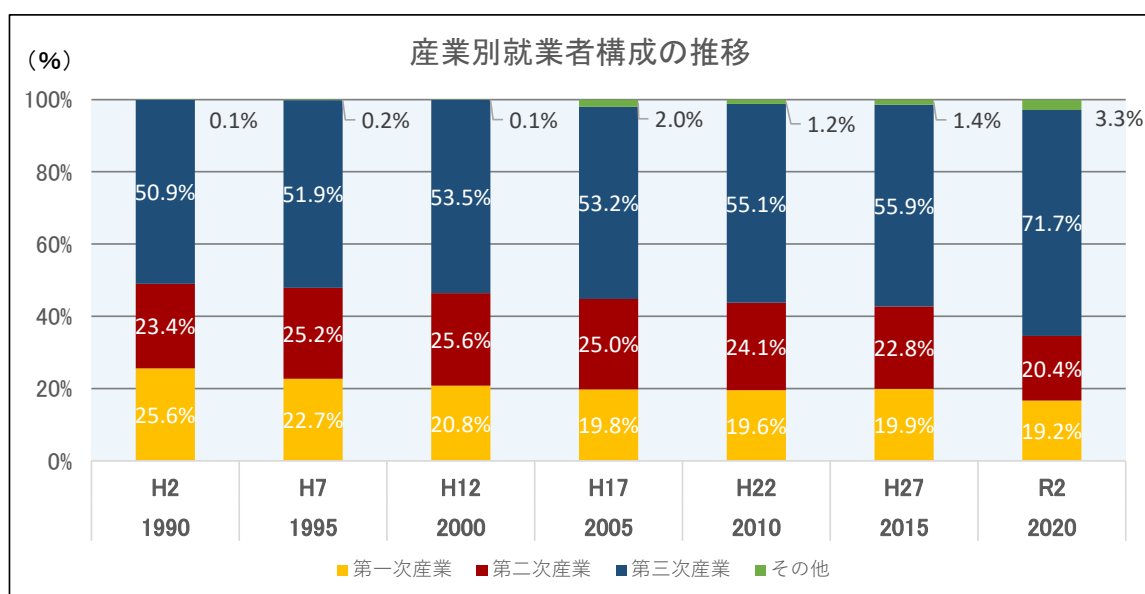
世帯数は、平成 17 年（2005 年）までは 12,000 世帯台を推移していましたが、人口と比例して減少し、令和 2 年（2020 年）には、11,153 世帯となっています。また、1 世帯あたりの人数も核家族化や単身世帯の増加により、平成 7 年（1995 年）以降は 3 人を割り込むなど減少傾向が続いています。



(出典：国勢調査)

(2) 産業

産業別就業者数人口の構成を見ると、第一次産業・第二次産業の割合が減少傾向にあり、令和 2 年（2020 年）には第三次産業が 7 割を超えています。



(出典：国勢調査)

① 農林業

本市は、国内最大規模の酪農地帯を保有しており、冷涼な気候で生産される生乳の品質の高さは、全国的にも有名です。また、草地型酪農を中心に展開している農業の経営安定化に向けた支援や生産基盤の整備促進に努めています。

林業においては、森林の持つ多様な機能を有効的かつ持続的に発揮させるため、適切な森林の整備・保全を進めています。



図 2-1 酪農地帯（左）と市有林の間伐（右）

（出典：根室市市勢要覧 2019）

② 漁業

花咲港では、日本一の水揚げを誇る「サンマ」により多くの漁船で賑わいをみせます。また、根室を代表する味覚である「ハナサキガニ」や「コンブ」など、オホーツク海と太平洋の二つの恵みを存分に活かした産業が盛んです。

また、本市では持続可能な漁業生産を目指し、沿岸漁業資源の増大に向けた取組みを行っています。



図 2-2 サンマの水揚げ（左）と漁業資源の増大に向けた対策（右）

（出典：根室市市勢要覧 2019）

③ 水産加工業

本市では、北方海域の豊富な水産資源を活かした水産加工物の生産が活発です。サンマやさけ・ます、ウニ、カニ、昆布、貝類など多種多様な加工品を生産しています。

また、本市では全国的な根室産水産物の展開に向けて、知名度向上やブランド化に取り組んでおり、根室市水産加工振興センターをはじめとして、水産加工製品の開発改良、地場特産品の生産促進、加工技術の向上を図っています。



図 2-3 水産技術講習会（左）と根室産水産物の PR（右）

（出典：根室市市勢要覧 2019）

④ 観光

本市は、夏場（8～9月）における観光客が多く、「根室さんま祭り」や「根室かに祭り」など、水産業と連携したイベントを開催しています。

また、スポーツ健康都市として宣言している本市では「最東端ねむろシーサイドマラソン」を開催し、全国から多くの方が訪れています。

その他にも、本市は自然景観に恵まれており、いつ来訪しても楽しめる観光資源が多くあります。



図 2-4 さんま祭り（左）・マラソン（右）

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

本市の土地利用については、畑や山林、自然地が多くを占めています。住宅用地は明治時代発祥期の要衝であった根室港を起点として広がっています。また、津波浸水想定区域の割合が大きい太平洋側については、漁港周辺を中心に住宅用地が広がっています。

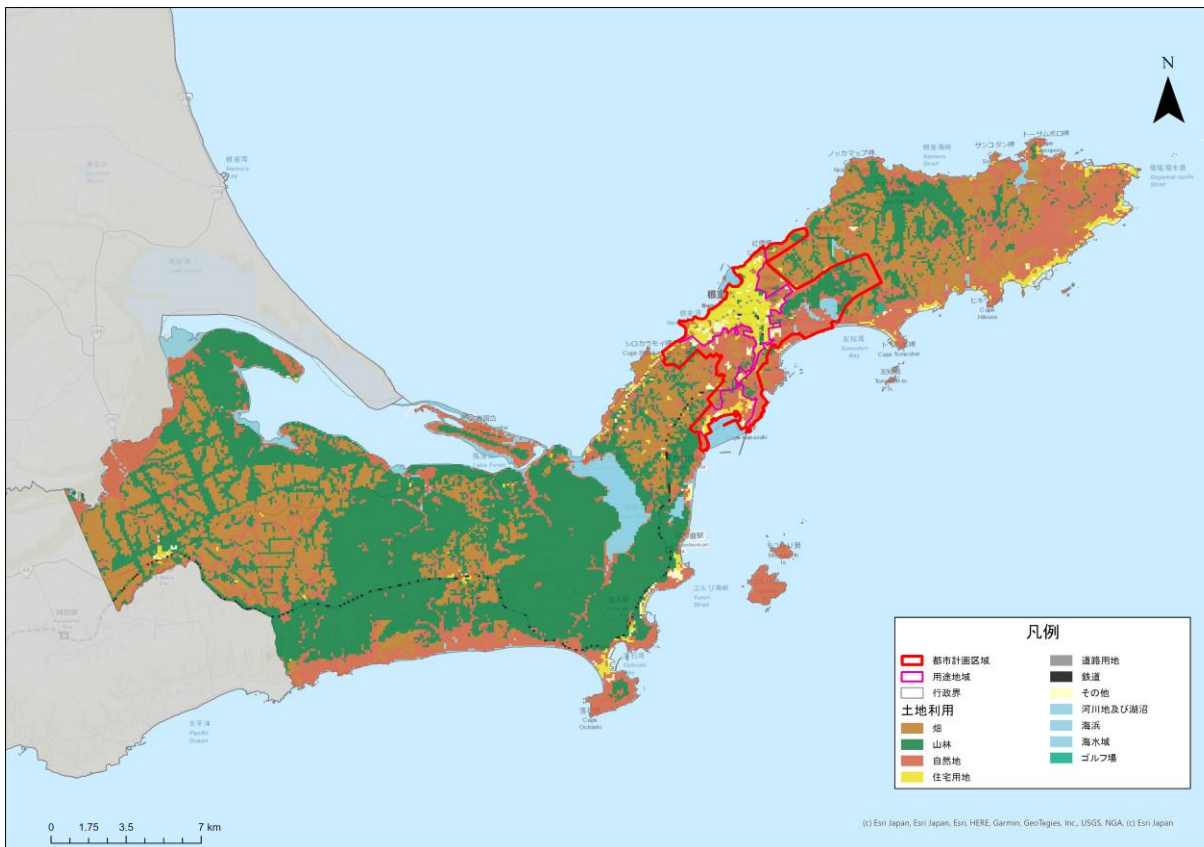


図 2-5 本市の土地利用状況

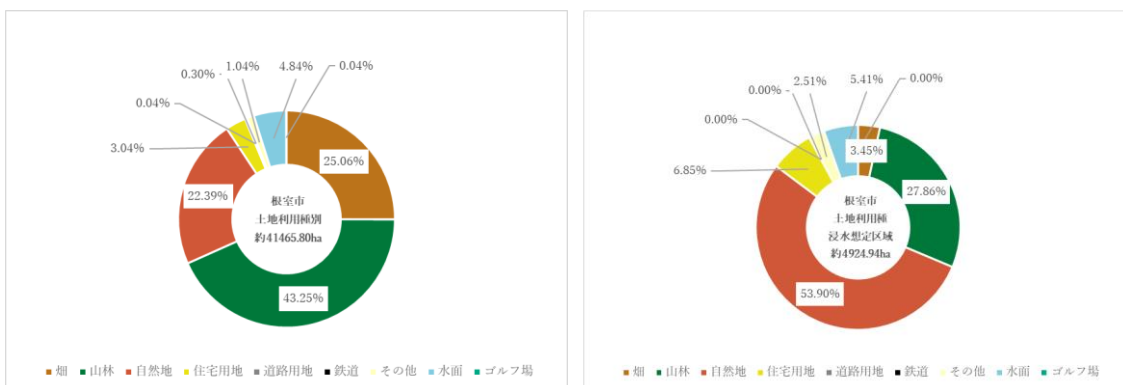


図 2-6 市全域と浸水区域内の土地利用種別割合

(出典：国土数値情報ダウンロードサービス)

(2) 交通

本市の交通基盤は、自動車道を中心に構成されています。主要な幹線道路として、国道44号、道道35号があります。国道44号は、市内における東西の交通を支える機能だけでなく、その他地域を繋ぐ重要なインフラとなっています。いずれの道路も沿岸部を通る区間があり、津波浸水が想定されます。

その他にも、市内中心部の交通を支えるバス路線や市外への交通を支える鉄道路線が整備されています。

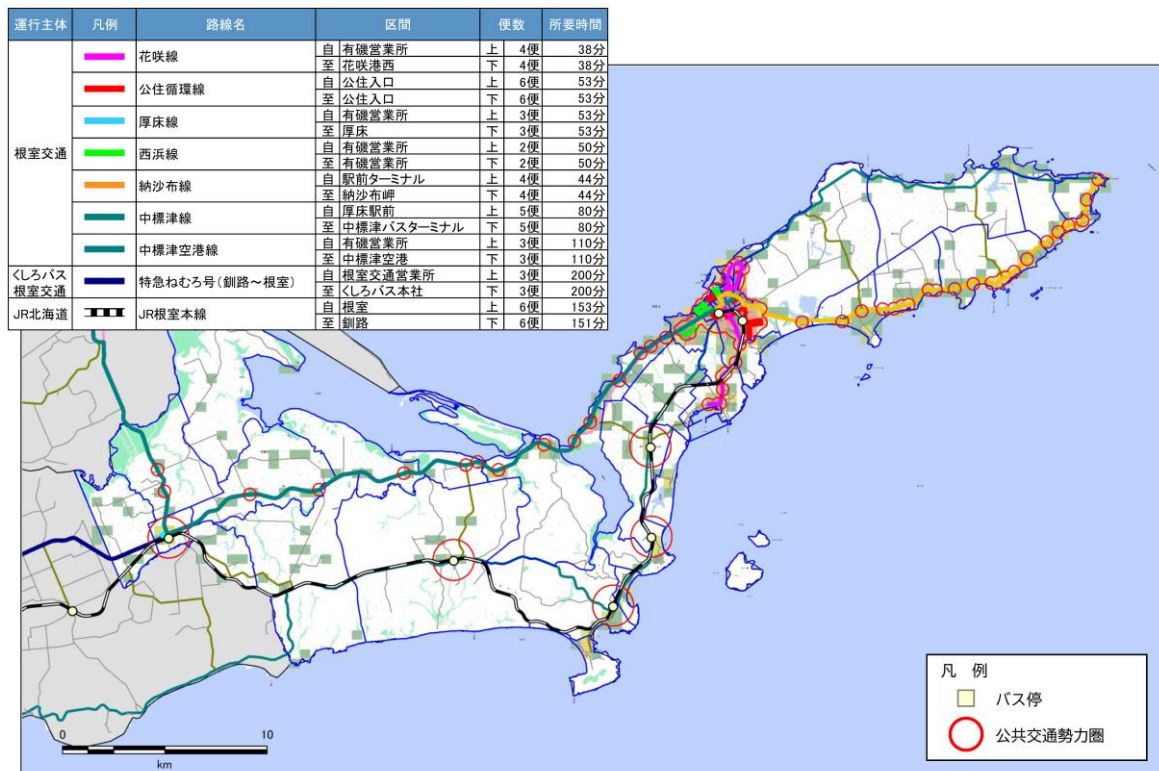


図 2-7 バス路線図

第4節. これまでに実施した地震・津波に対する取組

本市では、地域防災力の強靱化、防災意識の向上などに向けて、地震・津波対策を実施しています。

(1) これまでに実施した取組一覧

表 2-4 これまでに実施した津波防災対策 (1/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
1	国	H30～R9	落石地区特定漁港漁場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・粘り強い防波堤の整備により津波被害の軽減を図るとともに、耐震性能を強化した岸壁や津波漂流物対策施設などの整備を行い、水産業の早期再開を図る ・漁港合併による機能分担を図り、港内利用を再編し、外来船入港要請に応えるための岸壁整備などを行う ・漁獲物の鮮度低下や鳥糞等の異物混入を回避し、総合的な衛生管理の強化を図るため、屋根付き岸壁の整備を行う
2	国	H28～R7	歯舞地区特定漁港漁場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地震津波来襲後の水産業の早期再開のため、防波堤の耐津波対策を行うとともに、岸壁に接続する道路の液状化対策を行う ・地元で整備する高度衛生管理型市場と連携し、衛生管理対策の強化及び流通の効率化を図るため、屋根付き岸壁、用地(人工地盤)等の整備を行う ・瑛瑠瑠地区における慢性的な係留施設不足の解消を図るため、岸壁及び物揚場の整備を行う
3	道	～R5	緊急輸送道路の橋梁耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次緊急輸送道路である根室半島線、根室浜中釧路線上の要耐震化橋梁の耐震化を実施 <p>[～R4:2 橋完了]</p>
4	道	～R5	根室半島線 引臼橋の耐震補強	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の橋梁(耐震性能2)【落橋防止構造等】【橋脚全体の補強】【支承部の補強】等の対策を実施し、被災後速やかな機能回復が可能な性能を目指す <p>[R3:設計]</p>

表 2-5 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (2/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
5	道	R4～ R13	【漁港海岸】 友知漁港海岸高潮対策事業	・当海岸の護岸等の天端高さについては、平成 23 年(2011 年)東日本大震災後の国の方針に基づき平成 25 年(2013 年)に設定した設計津波水位(L1 津波)より低いことから、津波対策として護岸改良等の整備を行い、背後地の浸水被害を防止又は軽減し、地域住民の安心・安全を確保する
6	道	R4～ R13	【水管理・国土保全局海岸】 友知海岸高潮対策事業	・当海岸の護岸等の天端高さについては、平成 23 年(2011 年)東日本大震災後の国の方針に基づき平成 25 年(2013 年)に設定した設計津波水位(L1 津波)より低いことから、津波対策として護岸改良等の整備を行い、背後地の浸水被害を防止又は軽減し、地域住民の安心・安全を確保する
7	市	～R7	新庁舎建設推進事業	・耐震性の不足や設備の老朽化など、現庁舎が抱える課題を解決し、市民、職員双方が利用しやすい防災対応拠点として新庁舎を整備
8	市	H30～ R2	根室港海岸施設整備事業	・根室港海岸において、浸食対策として護岸未整備区間の整備を行い、その背後圏に暮らす住民の命と生活を保護 [H31 護岸整備:L=32m、R2 護岸整備:L=33m]
9	市	～R3	根室港予防保全事業	-
10	市	H27～ H28	友知沖根婦線舗装新設事業	・津波災害の避難路整備(防災対策) ・生活道路の整備(友知地区と歯舞を結ぶ路線整備) [H27:本工事(改良・舗装)=420.0m、H28:本工事(改良・舗装)=473.0m,支障物件移設補償:水道配水管=φ150,L=375m,測試:境界杭設置=49本]

表 2-6 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (3/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
11	市	H27～ H31	橋りょう補修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の安全性と利便性の向上、長寿命化を図るため、老朽化している橋梁の補修 [H27:初垂橋補修事業-補修設計委託(一式),補修工事(A1,A2 伸縮装置取替え)、H28:初垂橋補修事業-補修工事(1径間補修:主桁及び下部工断面修復,P1 伸縮装置取替え等)、H29:初垂橋補修事業-補修工事(2径間補修:主桁及び下部工断面修復,P2 伸縮装置取替え等),落石橋(車・歩)補修事業-補修設計委託(一式)、H30:初垂橋補修事業-補修工事(3径間補修:主桁及び下部工断面修復等),しんきろう橋・初田牛橋・沢見橋補修事業-補修設計委託(一式)、H31:落石橋(車・歩)・しんきろう橋補修事業-補修工事(一式),たんちょう橋・フレッシュマ橋・大竹橋補修事業-補修設計委託(一式)]
12	道	-	地域づくり総合交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成
13	道	～R7	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道民みんなで取り組む災害に強い北海道の実現に向け、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」の取組や「北海道防災マスター」の育成支援などを実施 [R2:地域防災マスター登録者 157 名]
14	市	H27～ R6	防火水槽新設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安全・安心に生活できる環境を作るため、消防水利の低い地域で火災防御上有効な場所に消防水利を整備 [R2:86 基,83.5%]
15	市	R1～ R6	子ども防災・減災推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への防災教育の実施

表 2-7 根室市のこれまで実施した津波防災施策（4/9）

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
16	道市	-	災害対応人材強化	・防災無線訓練や防災研修を通じた、道職員及び市町村職員の災害対応能力の向上、市町村及び自衛隊との連携強化
17	道	-	地域防災パワーアップ事業	・防災先進地北海道を目指し、災害教訓を伝承するツールを構築するなど、防災力を高め、安心して暮らし続けられる地域社会づくり
18	市	H27～ R6	道路附帯施設補修事業	・護岸・排水管等整備工事の実施
19	市	H21～	防災啓発事業の実施	・市民の防災意識の向上を目的として実施 [H21～H25:地域防災講演会の実施、H26～:住民参加型の事業や高校生防災会議などを実施]
20	市	H23～	防災出前講座の実施	・家庭でできる防災対策や、地震津波など災害の基礎知識、救急救命講習、初期消火訓練や、自主防災組織活動等に関する防災出前講座を、町会や各種団体、民間企業をはじめ、幼稚園や小中学校高校などを対象に実施 [H23～R3:合計実施回数 315 回,合計対象人数 19,040 名]
21	市	～H5 H7～	根室市総合防災訓練の実施	・今後起こりうる甚大な地震・津波災害を想定し、防災関係機関の迅速な初動体制の構築、通信、避難、消火、救難・救助訓練などを実施 [～H5:5年間隔で実施、H7～:毎年開催]
22	市	H23～	地域防災訓練の実施	・沿岸地域の自主防災組織主催による津波避難訓練や、幼稚園・保育所等主催による避難訓練を実施。幼稚園保育所と中学校や高校が連携した訓練を実施 [H23～:合計実施回数 115 回,合計対象人数 13,554 名]

表 2-8 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (5/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
23	市	～H24	海拔表示板設置事業	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸の地域の電柱 100 か所に、避難行動時の目安や防災意識の向上を図ることを目的として、海拔表示板を設置 標高毎に色分け。(～10m:赤、10～20m:黄、20m～:青) [H24:5月に設置完了]
24	市	H23 H25 R3	津波ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度版として、500 年間隔地震による津波を想定し作成 平成 25 年版として、平成 24 年 6 月に北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水予測を基に作成 令和 3 年度版として、令和 3 年 11 月に北海道が指定した津波災害警戒区域に基づきその区域と基準水位を周知するために根室市防災ハザードマップを作成 ⇒津波災害警戒区域のほか、土砂災害警戒区域・高潮浸水想定・洪水浸水想定等を掲載 ⇒防災知識ページの記載、「Web 版ハザードマップ」の作成 ⇒根室市内全世帯へ配布
25	市	-	地域版津波避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸地域の自主防災組織による地域版の津波避難計画の作成を推進し、その計画に基づき津波避難訓練を実施 [太平洋沿岸側を中心に 33 地区で策定]
26	市	H6 H7 H23	津波情報システムの整備(防災行政用固定系無線局、同報無線)	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害による被害を未然に防ぐため、津波注意報、警報及び気象警報が発表された際に、市民への注意喚起等呼びかけることを目的に設置 [H6:31ヶ所、H7:6ヶ所、H23:1ヶ所]
27	市	R1～ R3	同報系防災行政無線の更新(デジタル化)	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線をデジタル化移行 [R2:親局 1 基,中継局 1 基,再送信子局 4 基,アンサーバック付子局 2 基,子局 3 基、R3:子局 39 基,公共施設等に戸別受信機 114 台]

表 2-9 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (6/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
28	市	R3	移動系防災行政無線の更新	[基地局 1 局,半固定局 2 局,車載機 33 局,携帯機 19 機]
29	市	R3~	文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与	・聴覚に障がいのある方の世帯等を対象に、同報系デジタル防災行政無線の文字表示機能付き戸別受信機を無償貸与
30	市	H23	衛星携帯電話を各避難所に配備	・通信途絶に強い衛星携帯電話を各避難所に整備 [災害対策本部 2 台,避難所 12 台]
31	市	H25~	SNS を利用した情報伝達及び防災・減災啓発	・SNSにより気象警報や災害情報、防災・減災に関する情報などを発信 [H25:Facebook 開設、H26:Twitter 開設]
32	市	H28~	行政情報メール配信サービス「ねむろメール」の開始	・防犯、子育て、イベント、生活などの日常生活に役立つ情報をはじめ、災害時に防災情報を発信する行政情報メール配信サービスを開始 [H28:4 月より配信]
33	市	H30~	Jアラートと連携した緊急情報配信サービスの開始	・携帯電話を持たない世帯に対し、Jアラート情報を各家庭の電話やFAXへ自動的に配信するサービスを開始 ・ねむろメールや SNS を Jアラートと連携して自動情報配信することが可能 [H30:7 月より配信]
34	市	R3~	地デジ広報サービスの開始	・UHB 北海道文化放送が提供している地上デジタル放送を使った情報提供サービスを開始 [R3:5 月より運用開始]
35	市	R4~	根室市公式 LINE の開始	・防災情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、根室市役所からのお知らせを更に広く周知するため運用開始 [R4:3 月より運用開始]

表 2-10 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (7/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
36	市	H8～	避難所用資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 22 か所の指定避難所・待避所に避難所用資機材等を整備 [H8:毛布、H21～:発電機、H23～:衛星携帯電話、食料、カセットコンロ、H24～:毛布、ラジオ、H25～:投光器、H26～:簡易トイレ、車いす、H27:マット、テント、間仕切り、H30:発電機、ストーブ、R1:液体ミルク、電源タップ] ・市内 14 か所の指定避難所に生理用品、おむつ(大人用・子供用)を整備 [R3:各か所、生理用品 6 袋、大人用おむつ 2 袋、子供用おむつ 4 袋] ・新型コロナウイルスの流行を受け、発災時において、避難所内での飛沫防止や3密回避等を図り、感染症対策を万全とするため、避難所用資機材を整備 [防災コンテナ:15 基、感染症対策キット:14 セット(各コンテナに 1 セットずつ)、ダンボールベッド:336 組(各コンテナに 24 組ずつ)、エアーマット:336 台(各コンテナに 24 台ずつ)、ダンボール間仕切り:642 組(各コンテナに 48 組ずつ)※一部除く、災害用多目的テント:672 張(各コンテナに 48 張ずつ)]
37	市	H27～ H30	津波緊急避難場所用資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域版津波避難計画等に基づく津波緊急避難場所に防災コンテナを設置し、津波災害時の一時避難や孤立等の対策を推進 [H27:3 基、H28:2 基、H29:2 基、H30:1 基]
38	道	～R5	地域防災力強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助の役割分担による地域防災体制の構築 ・自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進 [R2:自主防災組織活動カバー率 74.5%]

表 2-11 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (8/9)

No.	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 [実績]
39	市	H28～	根室市地域防災推進員の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で積極的な防災活動を行っている方などを「根室市地域防災推進員」として委嘱し、防災・減災知識の普及活動や、他の地域の自主防災組織活動への助言などを行い、地域の防災・減災意識の高揚、自主防災組織等の活性化を図る [H28:3名を委嘱]
40	市	H25～	根室市自主防災組織活動助成金の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の主体的な活動の側面支援や、組織結成に向けた取組を促進するため、平成 25 年度に「自主防災組織活動補助金制度」を創設し、平成 27 度より手続きの簡素化等を図るため「根室市自主防災組織活動助成金」として要綱を制定 ・[助成対象]防災訓練、防災に関する教育又は啓発活動、防災資機材の購入、防災士等の資格取得 [H25:29組織、H26:31組織、H27:45組織、H28:44組織、H29:48組織、H30:52組織、R1:45組織、R2:42組織、R3:36組織]
41	国道市	-	道路啓開計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時に、災害対応で活用する主要道路が、地震津波による被害で途絶した場合に、いち早く緊急車両が通るルートを復旧・確保していく道路啓開計画を策定
42	市	S47～	地域防災計画の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年 3 月に一般防災編・地震防災計画編を作成、平成 25 年 8 月に津波防災計画編・津波避難計画を作成 [S47:全面修正、S56年:全面修正、H8:全面修正、H25:全面修正、H26～R1:一部修正]
43	市	-	除雪機械購入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・15年ごとの除雪機械の購入

表 2-12 根室市のこれまで実施した津波防災施策 (9/9)

No.	実施 機関	実施 年度	事業名	事業内容 [実績]
44	市	-	既存住宅耐震改修費補助事業	・市内の既存住宅所有者に対し、耐震改修工事費用の一部を助成することにより、地震による住宅の倒壊被害の軽減を図る
45	市	～R3	花咲小学校移転改修事業	・耐震性のない花咲小学校を耐震性のある旧啓雲中学校へ移転し、耐震性を確保するため、必要な改修を実施
46	市	～R2	落石ふるさと館整備事業	・高齢者等に配慮したバリアフリー仕様とすることで、既存の利用者の利便性を高めると同時に、災害時における要配慮者の避難についても受入れやすくし、地域住民の安心・安全な避難施設として整備 [H30:落石ふるさと館供用開始、現会館解体、R2:外構工事(事業完了)]

(2) 主な事業

① 国・北海道のハード対策

国では、産業を支える根室市内の漁港において、地震津波対策を進めています。歯舞漁港では、地震津波襲来後の水産業の早期再開のため、防波堤の耐津波対策や岸壁に接続する道路の液状化対策に取り組んでいます。併せて、高度衛生管理型市場と連携し、衛生管理対策及び流通の効率化を図るため、屋根付き岸壁、人工地盤等の整備を行うなど、防災対策と漁業活動の高度化を同時に推進しています（図 2-8）。

また、北海道では平成 23 年（2011 年）東日本大震災後の国の方針に基づき、友知海岸における護岸改良等の整備を進めています。この整備により平坦な地形で家屋等が密集している背後地の浸水被害を防止または軽減を図ります。

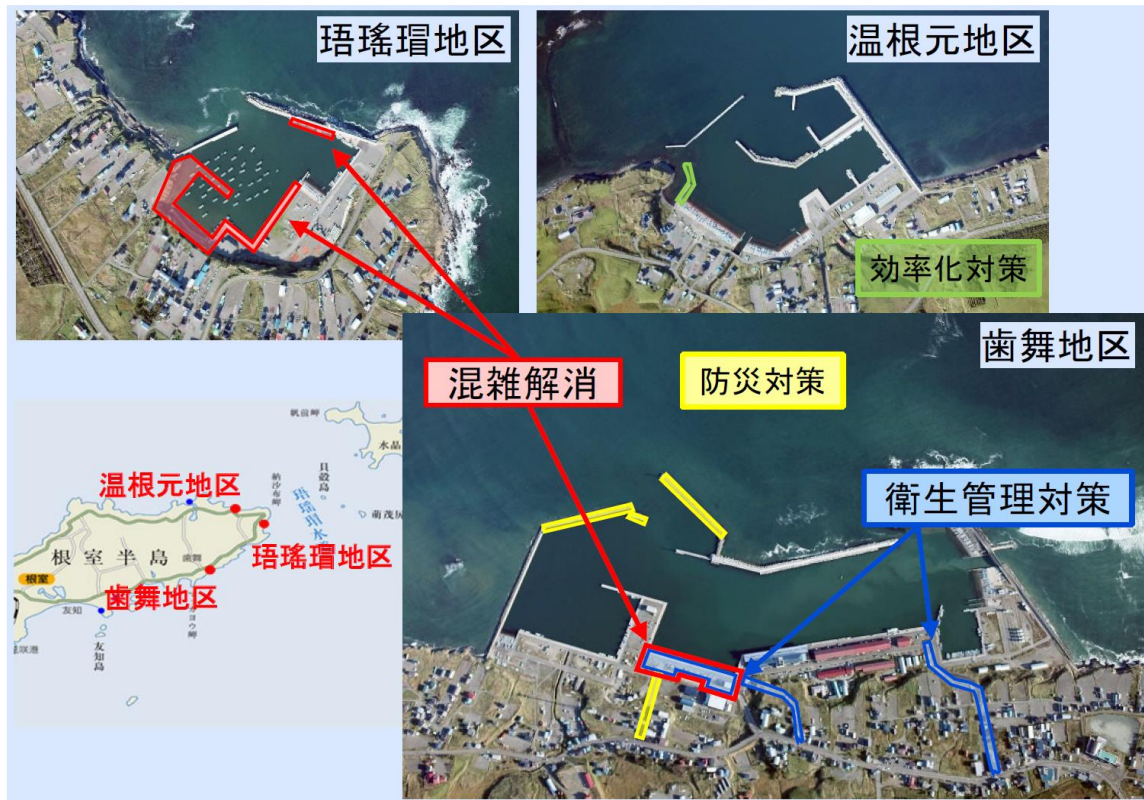


図 2-8 歯舞地区特定漁港漁場整備事業

② 根室市防災ハザードマップの作成

本市では、地震により想定される津波浸水のリスクを市民に周知することを目的として、津波ハザードマップを作成しており、北海道から公表される津波浸水想定に基づき、マップの更新を実施しています。令和3年度版からは津波災害警戒区域のほか、土砂災害や高潮、洪水などの災害情報を掲載した「防災ハザードマップ」を作成しています。また、GPS機能による現在地の特定や、住所検索、地図の拡大・縮小、航空写真への切り替えなど多くの機能を有しているWEB版の防災ハザードマップも作成しています。



図 2-9 根室市防災ハザードマップ

③ 総合防災訓練の実施

広く防災意識の醸成および災害対応の実効性の向上を図ることを目的に、今後起こり得る甚大な地震・津波災害を想定した防災関係機関の迅速な初動体制の構築、通信、避難、消火、救難・救助などの総合防災訓練を毎年実施しています。



図 2-10 総合防災訓練の様子

④ 地域版津波避難計画の作成／津波避難訓練の実施

本市では、沿岸地域の自主防災組織による地域版の津波避難計画の作成をしています。この計画に基づき郊外では車を前提とした津波避難訓練が実施されています。



図 2-11 地域版津波避難計画（花咲港地区版抜粋）



図 2-12 津波避難訓練の様子

第3章 津波防災地域づくりの課題

本章では、津波の規模と被害の関係を踏まえて、本市が抱える津波防災地域づくりを推進していく上での課題と地域別の課題を示します。

第1節. 津波の浸水深と想定される被害

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による「東日本大震災の被害状況調査結果」（平成 23 年 8 月）や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）が公表した「南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」（平成 24 年 8 月）に示されています（図 3-1）。

浸水深が 0.3m を超えると津波からの避難行動が困難になり、1m 以上になると津波に巻き込まれて助からない可能性があります。また、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性が高くなります。

このことを踏まえ、津波浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず迅速な避難が必要であること、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が発生することを認識しておく必要があります。

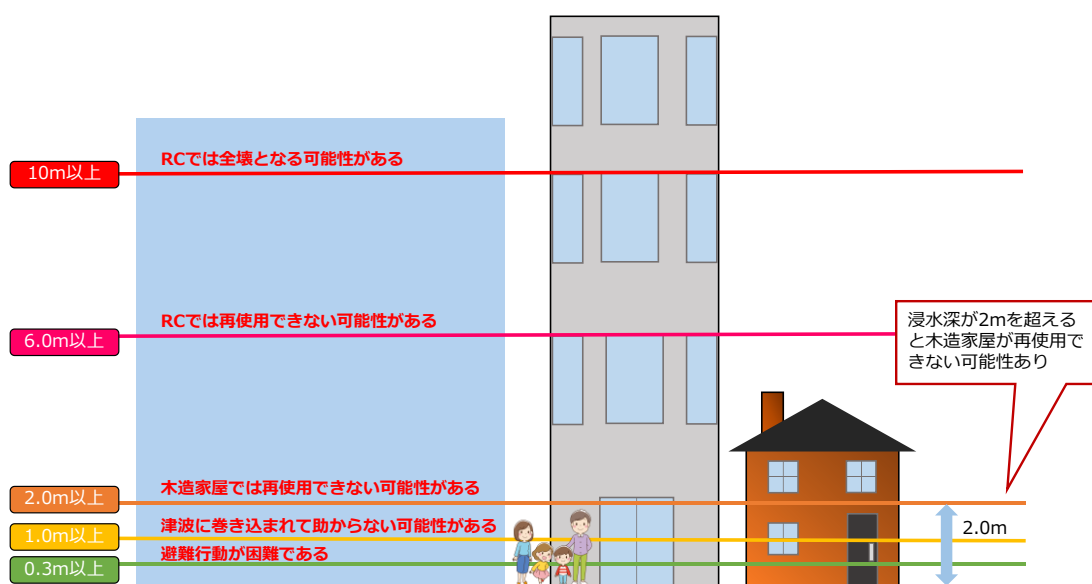


図 3-1 津波の浸水深と津波被害の関係

(出典：南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（平成 24 年 8 月）
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）)

(2) L1 と L2 津波

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成 23 年 9 月）において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の 2 つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1 つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「L1 津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう 1 つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「L2 津波」であり、ハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、住民の避難を中心としたソフト対策を講じていくこととなっています（表 3-1）。

本計画においては、根室市に最大クラスの津波（L2 津波）をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表 3-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

	L1 津波	L2 津波
発生頻度	数十年～百数十年に 1 回	数百年～千年に 1 回
達成すべき防護目標	<ul style="list-style-type: none">・人命の保護・財産(堤内地)の保護・経済活動(堤内地)の継続・発災直後に必要な港湾機能の継続	<ul style="list-style-type: none">・人命の保護・経済的損失の軽減・大規模な二次災害の防止・早期復旧
基本的な考え方	防災(ハード対策)	減災(ハード対策+ソフト対策)
対策例	<ul style="list-style-type: none">・防潮堤等の海岸保全施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップの整備・避難訓練の実施

(3) 地震・津波による被害想定

本計画では、平成 27 年度 2 月に内閣府に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討され公開されている日本海溝モデル及び千島海溝モデルの地震を対象としています。

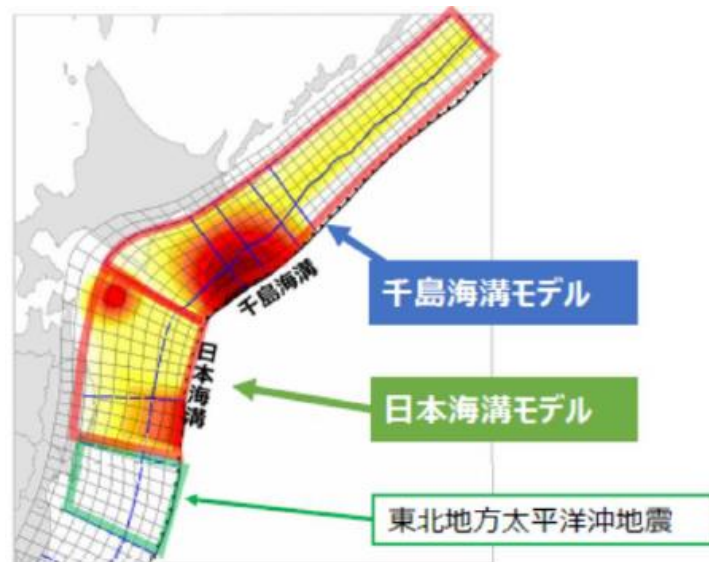


図 3-2 想定する地震動

(出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（令和 4 年 7 月）北海道）

本市では、最大震度 6 強の地震が想定されており、津波の想定については、「津波浸水想定区域図」（北海道、令和 3 年 7 月）にて公表したものを対象としています。

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定（市町村別）」（北海道、令和 4 年 7 月公表）においては、地震・津波災害による建物被害・人的被害、避難者数が想定されています。根室市では、地域特有である冬期では、最大で約 2,300 人の死者数、約 2,400 棟の津波による全壊、1,900 人の避難者が発生すると想定されています。また、冬期特有の低体温症要対処者数も 360 人ほど想定されます。

【震度分布】

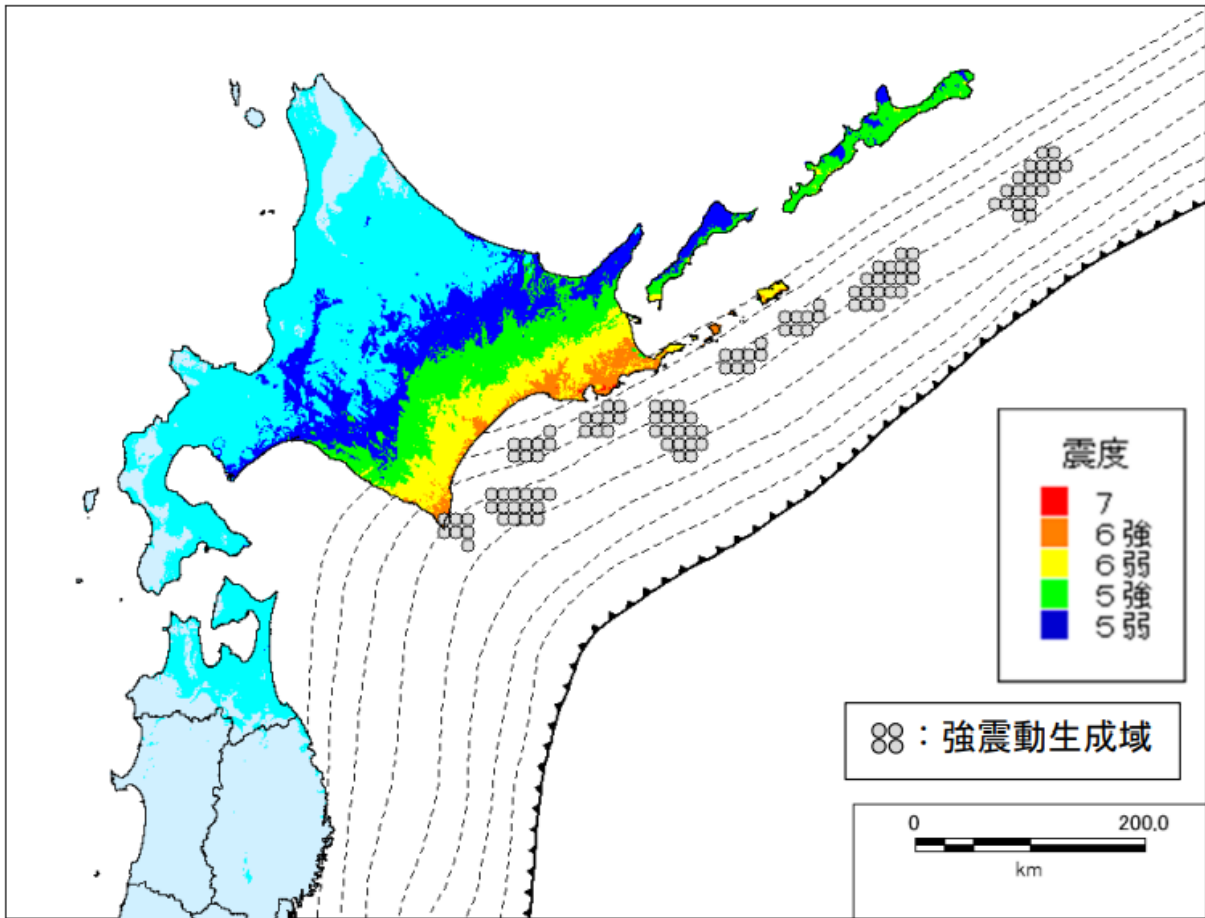


図 3-3 想定震度分布（千島海溝モデル）

（出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について（令和2年7月）日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ）

【液状化可能性】

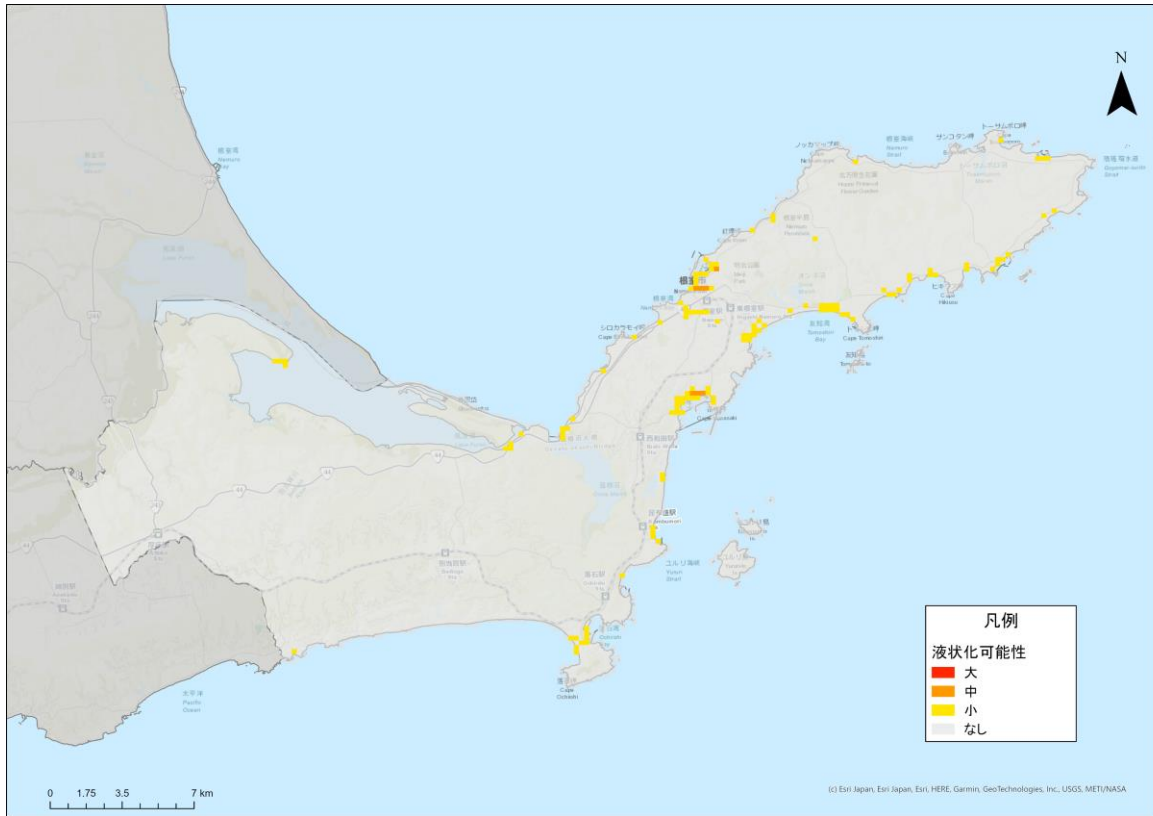


図 3-4 液状化危険度

(日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定結果を基に作成)

【津波浸水想定】

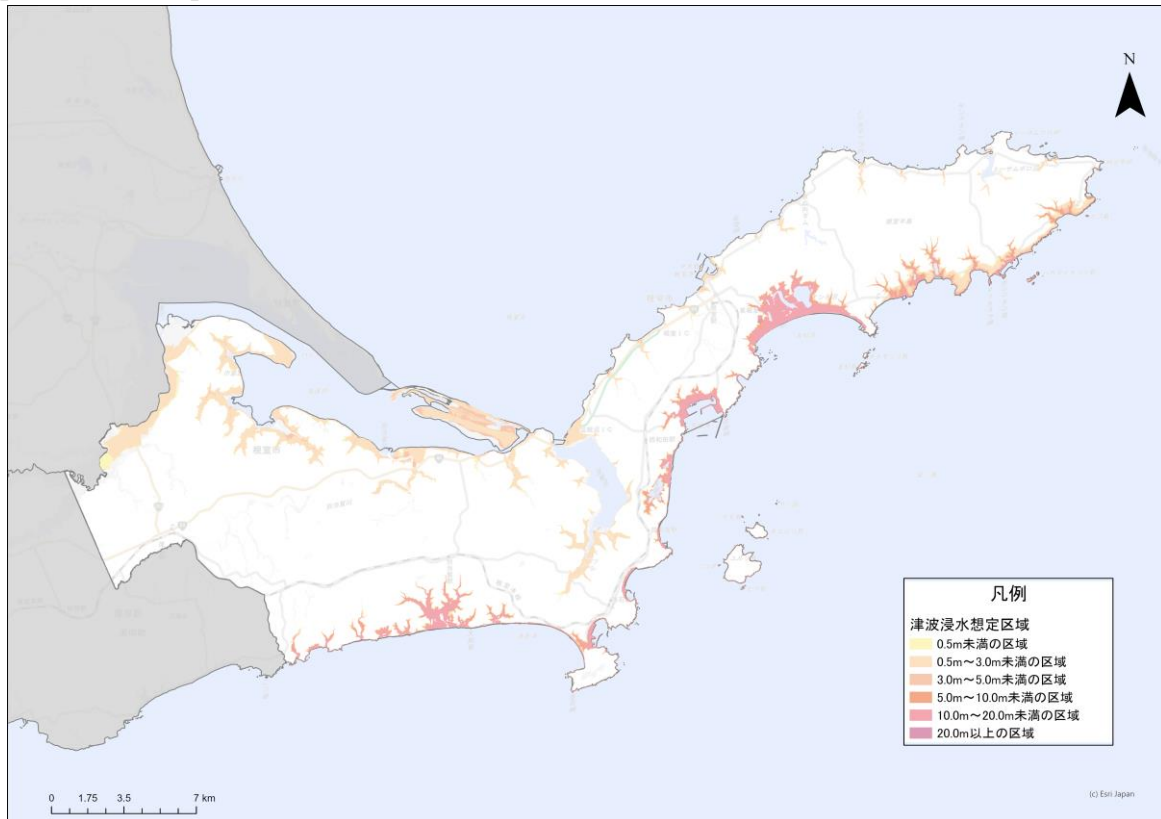


図 3-5 津波浸水想定区域

【被害想定】

○被害想定の時期・時間帯

時期・時間帯	条件等
夏・昼	木造建物内の滞留人口が1日の中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人々が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時間・時間帯

○避難行動の違い

避難行動	避難する				切迫避難・ 避難しない
	直ちに避難		用事後避難		
【早期避難率高+呼びかけ】 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合	70%		30%		0%
【早期避難率低】 早期避難者比率が低い場合	20%		50%		30%
避難開始時間 (昼)	夏 5分	冬 7分	夏 15分	冬 17分	津波到着後
〃 (夜)	夏 10分	冬 12分	夏 20分	冬 22分	

○根室市の被害想定【建物被害・人的被害】

被害項目			被害量			
			夏・昼	冬・夕	冬・深夜	
建物被害	全壊棟数 (棟)	揺れ	380	720	720	
		液状化	200	200	200	
		津波	2,400	2,400	2,400	
		津波(流水)	—	—	230	
		急傾斜地崩壊	10	10	10	
	焼失棟数(棟)	10	20	10		
	津波火災の出火件数(件)	—	—	—		
	屋外落下物が発生する建物数(棟)	390	730	730		
人的被害	死者数 (人)	建物倒壊	—	10	10	
		津波	早期避難率高 +呼びかけ	430	1,300	990
			早期避難率低	1,900	2,300	1,700
		急傾斜地崩壊	—	—	—	
	負傷者数 (人)	早期避難率高 +呼びかけ	170	250	700	
		早期避難率低	250	310	750	
	低体温症要処置者数(人)	—	—	360		
	避難者数 (人)	早期避難率低	—	1,900	—	
	要救助者数 (人)	揺れ	30	70	80	
		津波	60	40	20	

※「—」は5未満

○根室市の被害想定【生活への影響】

被害項目	被害量			
	直後	1日後	2日後	
避難者数(人)【冬・夕】				
避難者総数	6,900	5,900	5,500	
(避難者総数のうち) 避難所避難者	4,500	3,900	3,600	
(避難者総数のうち) 避難所外避難者	2,400	2,000	1,900	
要配慮者数(人)【冬・夕】 ※避難所避難者のうち				
65歳以上の高齢者			250	
5歳未満乳幼児			90	
身体障がい者			200	
知的障がい者			50	
精神障がい者			40	
要介護認定者			150	
難病患者			40	
妊産婦			20	
外国人			50	
合計			870	
医療機能(人)【冬・夕(早期避難率堤)】	道内で融通した場合		二次医療圏で融通した場合	
	入院対応	外来対応	入院対応	外来対応
医療機能(医師対応力不足数)	—	—	—	—

※「—」は5未満

○根室市の被害想定【インフラ・ライフライン被害】

被害項目		被害量	
道路・橋梁被害（箇所）			
道路被害	津波浸水区域内		70
	津波浸水区域外		20
橋梁被害	交通支障		—
	不通		—
上水道・下水道利用困難人数（人）			
上水道断水人口	直後		11,000
	1日後		7,000
	2日後		6,800
下水道支障人口	直後		2,000
上下水道復旧予測日数（日） ※根室振興局管内の数値		被災市町村の作業 人員の1/4で復旧	被災市町村の1/4に 加え、4日から被災 なし市町村の作業人 員が復旧支援
復旧予測日数	冬以外	1か月以上	1か月以上
	冬	1か月以上	1か月以上
下水道復旧予測日数（日）		作業員1/4の場合	作業員1/2の場合
復旧予測日数		1か月以上	1か月程度
停電件数（軒）			
停電件数	直後		1,500
	1日後		1,500
	2日後		1,500
	3日後		1,500
	1週間後		1,400

※「—」は5未満

(4) 津波避難困難地域の分布

根室市の郊外では、津波からの避難に対して車を活用することを検討しており、車避難を前提とした場合に避難困難地域は存在しません。

ただし、徒歩避難を前提とした場合には相対的に避難が困難な地域があり、特に津波到達時間が早い太平洋沿岸部では避難開始の遅れ等が逃げ遅れにつながるため、訓練等を通じて、住民の実態に合わせた対応を検討することが求められます。

(5) 被災後の道路ネットワーク状況

北海道が策定している緊急輸送道路ネットワーク計画において、本市の緊急輸送道路が定められています（図 3-6）。緊急輸送道路は、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路等と防災拠点と相互に繋ぐものです。

第1次緊急輸送道路とは、道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路とされている道路です。第2次緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路です。第3次緊急輸送道路は、第1,2次緊急輸送道路を補完し、その他の防災拠点を接続します。

この緊急輸送道路と津波浸水想定区域の関係をみると、各地区にて津波浸水により緊急輸送道路が通行できなくなる区間が確認でき、迅速な災害対応や物資輸送に支障をきたすことが懸念されています。



図 3-6 根室市における緊急輸送道路

(6) 冬期における課題

積雪・寒冷地域である北海道特有の課題として、冬期の課題があります。吹雪や積雪による避難速度の低下だけでなく、避難場所の機能停止や低体温症のリスクが生じます。また、建物やライフライン被害も同時に発生し、発災直後の被害だけでなく、被災後の生活にも影響が及ぶ可能性があります。

その他にも、海氷や凍結による津波浸水範囲の拡大や道路浸水による災害対応への影響も懸念されるため、冬期を想定した津波対策が重要となります。

表 3-2 冬期の課題

項目	課題内容
避難	<ul style="list-style-type: none"> 屋内での防寒着の着用にかかることによる避難開始時間の遅れ 路面凍結、吹雪や積雪寒冷による避難速度の低下 屋外(高台等)や寒い屋内への避難による低体温症のリスク 津波などの濡れによる低体温症のリスク 積雪による避難場所機能の停止 家屋の断熱構造や冬期に窓を閉めきることによる災害情報の伝達遅延(防災行政無線が聞こえづらくなるなど)
建物	<ul style="list-style-type: none"> 積雪荷重による全壊棟数の増加 海氷塊(津波漂流物)による構造物、建築物の損壊
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> 積雪・凍結等によるライフライン被害の増大 給水車の凍結による水資源の不足
津波浸水	<ul style="list-style-type: none"> 大量の海氷が構造物等の間隙を閉塞させることによる作用外力の増大、水位の上昇(アイスジャム) 海氷が重なって高く積みあがることによる津波作用高および外力の増大(パイルアップ) 治水施設(水門、陸閘)の閉鎖不能による浸水範囲の拡大(凍結が原因)
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 吹雪・積雪・凍結等による輸送・復旧等の阻害 がれき撤去量の増加、作業効率の低下によるがれき撤去時間の増加 用地の積雪等による仮設住宅建設の遅れ

(出典：日本海溝・千島沿いの巨大地震対策について報告書(令和4年3月22日)中防災会議 防災対策実行会議 日本海溝・千島沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ、冬期における津波災害対応・復旧支援方策 検討報告書(平成26年3月)国土交通省 北海道開発局、雪氷期の津波沿岸防災対策検討 報告書(平成25年3月)国土交通省 北海道開発局)

第2節. 津波防災地域づくり上の課題

津波防災地域づくり上の課題を整理するために、本市を5地区に分けて課題を抽出した上で、以下の5つを全市的な課題として設定しました。

(1) 津波リスクの軽減

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、太平洋側の産業拠点（漁港）が一時的に機能停止に陥る可能性があり、市を横断する道路ネットワークが被害を受けることが想定されています。

上記より、必要性に応じて太平洋側を中心に津波対策施設の整備を推進し、本市を支える産業拠点への津波浸水の流入を抑え、人命・財産を守ることが重要です。

(2) 地震・津波による建物被害の低減

本市では、最大クラスの地震が発生した場合、市内の大半で震度6弱以上の揺れが想定されており、太平洋側を中心に津波浸水のリスクがあります。地震により延焼火災の発生や建物の倒壊が考えられ、津波の浸水深が2.0m以上の区域では、木造家屋や老朽化した建物等が流出する危険性が高いため、対策に取り組んでいくことが必要です。併せて、ライフライン施設への被害も想定されるため、強靱化に向けて取り組むことが重要です。

(3) 冬期を考慮した地震・津波からの避難

本市では、避難経路が少ない地域も確認でき、円滑な避難に向けて取り組みが必要です。また、冬期においては避難経路の積雪状況や、避難場所における寒冷対策など地域特有の課題も発生します。そのため、迅速かつ安全な避難を実施するための環境整備や避難体制の確保に取り組む必要があります。

(4) 防災意識の更なる醸成

本市では、産業の中心を担う水産業に従事する住民を始めとして、地震・津波リスクを被る可能性が高まっています。日頃から実施している避難訓練等の取り組みを継続するとともに、避難等の支援を必要とする人を助ける共助の考え方を普及していくことが重要になります。

(5) 復旧・復興に向けた事前の備え

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、居住地や産業拠点等に甚大な被害が想定されており、発災後の物資輸送等に用いる緊急輸送道路の津波浸水も予想されます。そのため、たとえ被災したとしても迅速な復旧・復興を実現するために、平時からの備えや、応急対応を円滑に実施する体制づくりが必要です。

第3節. 地区別の課題

本計画では、各地区で現況や災害リスク、生業等の地域特性が異なることを踏まえ、漁業の生業を中心に5地区に分けて課題を整理しました。

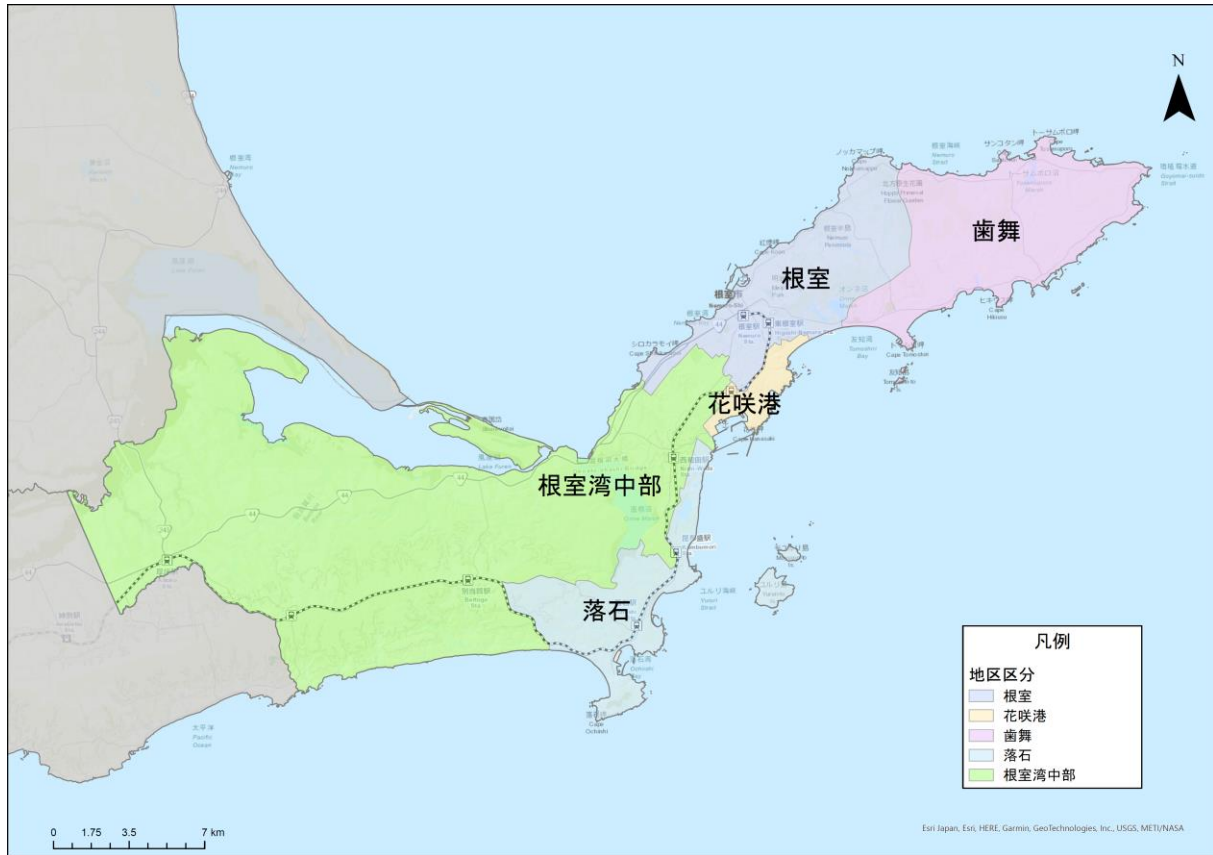


図 3-7 本計画における地区区分

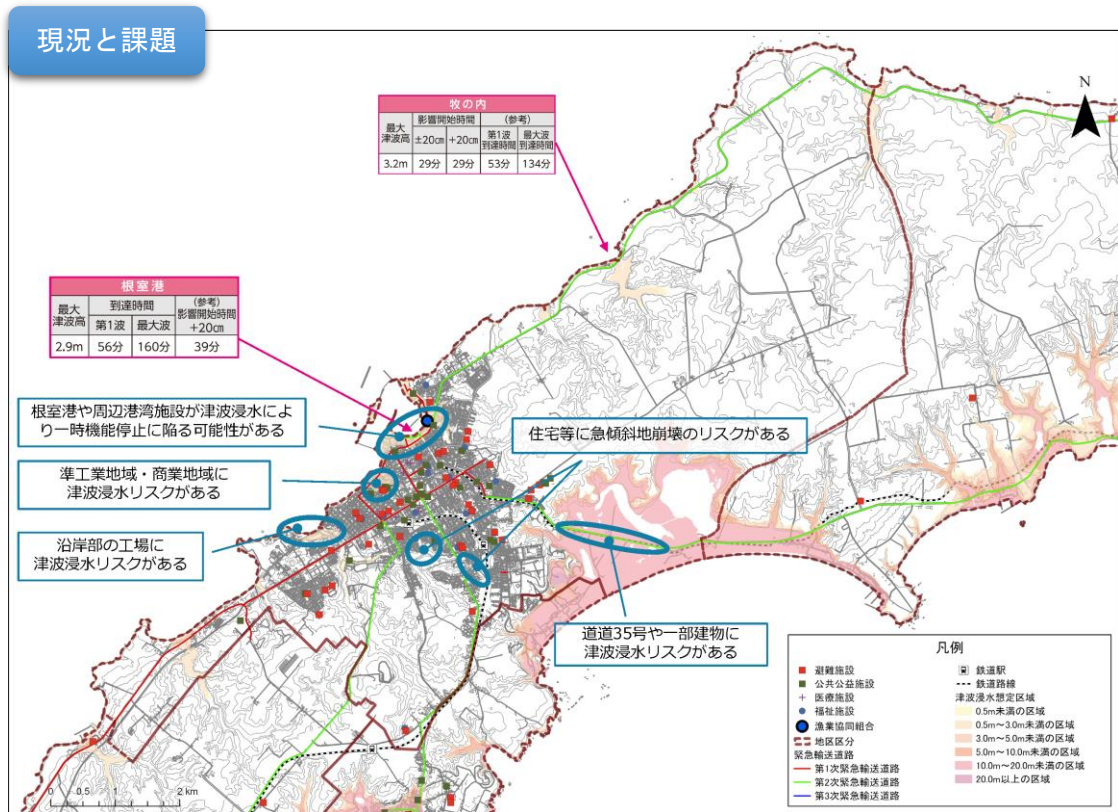
表 3-3 地区区分

地区名	町丁目
根室	北浜町、琴平町、海岸町、弁天町、汐見町、千島町、鳴海町、本町、常盤町、緑町、梅ヶ枝町、弥生町、平内町、駒場町、栄町、月見町、明治町、曙町、宝町、有磯町、朝日町、花咲町、松ヶ枝町、弥栄町、幸町、大正町、清隆町、光和町、北斗町、岬町、定基町、松本町、敷島町、花園町、弁天島、穂香、西浜町、月岡町、宝林町、昭和町、光洋町、牧の内
花咲港	花咲港、桂木
歯舞	友知、双沖、歯舞、瑠瑠瑠、納沙布、温根元、豊里
落石	落石東、落石西、浜松、昆布盛、長節
根室湾中部	幌茂尻、温根沼、東梅、春国岱、酪陽、川口、西和田、東和田、槍昔、東厚床、厚床、西厚床、明郷、湖南、初田牛、別当賀

(1) 根室地区

中心市街地においては、浸水深0.5m～5.0m程度の浸水想定区域が広がっています。根室港やその周辺施設、準工業地域・商業地域でも津波浸水リスクがあります。また、沿岸部の水産施設や国道44号にも津波浸水リスクがあるなど、被災後の物資輸送や産業の立ち直りに向けて留意する点があります。

内陸部においては、地震災害による急傾斜地崩壊の可能性がある地域も散見されます。

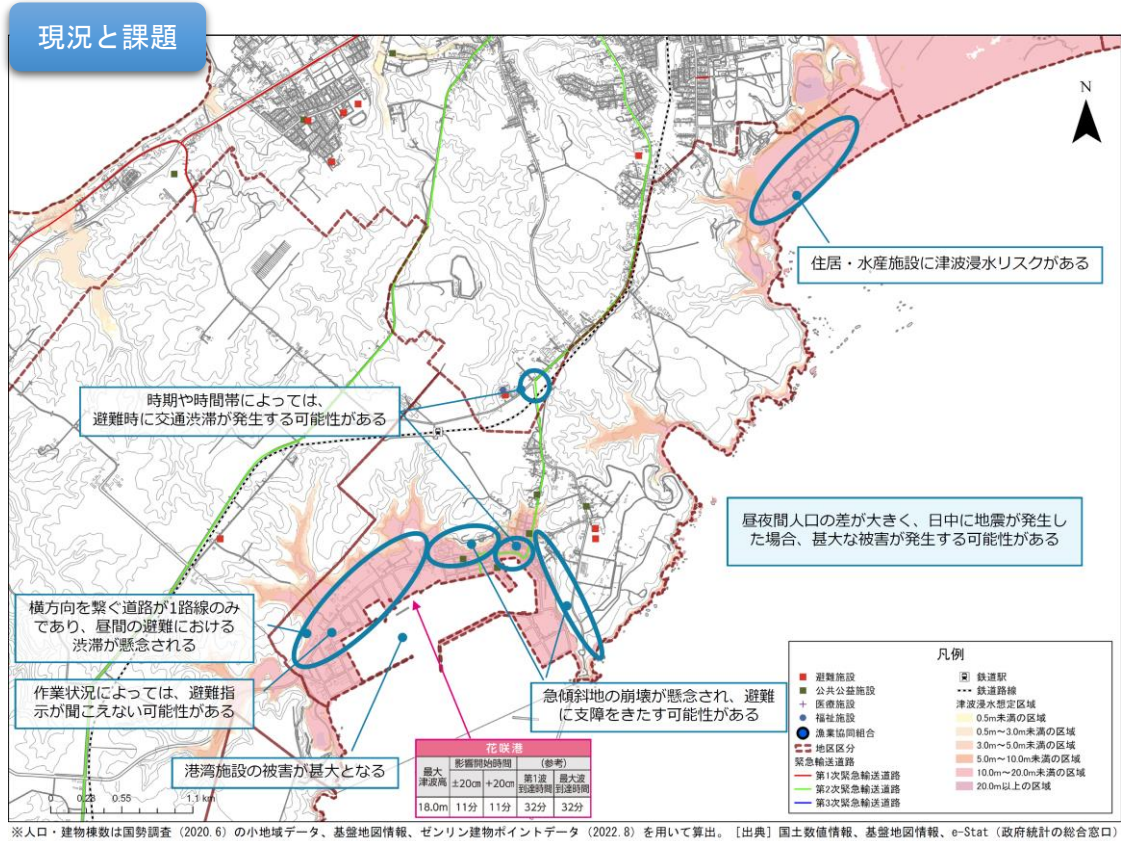


※人口・建物棟数は国勢調査(2020.6)の小地域データ、基盤地図情報、ゼンリン建物ポイントデータ(2022.8)を用いて算出。[出典] 国土数値情報、基盤地図情報、e-Stat(政府統計の総合窓口)

字名	最大津波高(m)	津波到達時間(分)	人口	高齢者人口	津波浸水想定区域内人口	津波浸水想定区域内建物数		主な施設	主な地域資源
						住居系	商用系		
市街地区	3.4	51	10,480	3,681	652	220	118	根室海上保安部、釧路地方務局根室支局、釧路地方検察庁根室区検察庁、釧路地方検察庁根室支部、釧路地方裁判所根室支部、札幌国税局根室税務署、根室振興局、北海道根室保健福祉事務所、根室市役所、根室市消防署、根室市消防本部、根室警察署、根室警察署明治交番、根室警察署駅前交番、根室公共職業安定所、根室特別地域気象観測所、図書館、温水プールなど	金刀比羅神社、弁天島
穂香	3.6	—	123	37	8	2	7	北海道立北方四島交流センター	穂香金刀比羅神社
西浜町	3.1	—	2,509	971	85	34	10	総合運動公園	西月ヶ岡遺跡
月岡町	—	—	433	166	0	0	0		
宝林町	—	—	1,843	680	0	0	0		
昭和町	—	—	1,813	566	0	0	0		
光洋町	15.7	—	3,049	1,005	31	9	3	航空自衛隊根室分屯基地	
牧の内	5.2	43	127	22	10	2	3	青少年センター	明治公園

(2) 花咲港地区

花咲港周辺は、浸水深 10.0m~20m 程度の浸水想定区域が広がっています。港湾の特性より、昼夜間人口の差が大きく日中には甚大な被害が発生する恐れがあります。また、横方向を繋ぐ道路が少なく、夕方の交通渋滞時に地震が発生した場合、迅速な避難行動に支障が生じる可能性があります。

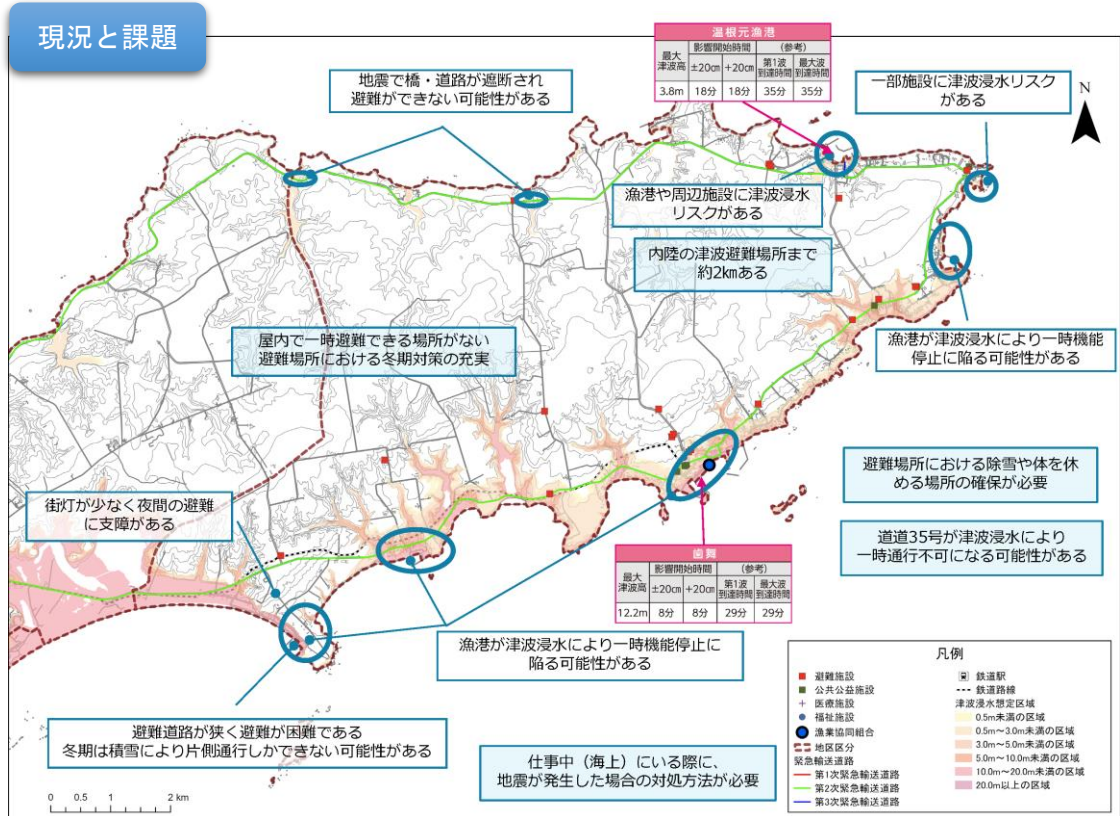


字名	最大津波高(m)	津波到達時間(分)	人口	高齢者人口	津波浸水想定区域内人口	津波浸水想定区域内建物数		主な施設	主な地域資源
						住居系	商用系		
花咲港	18.6	32	416	201	158	86	82	根室税関支署、根室海上保安部花咲分室、根室警察署花咲駐在所、花咲港消防分遣所、根室市歴史と自然の資料館	根室車石、根室市歴史と自然の資料館
桂木	17.4	—	102	34	44	16	4		

(3) 歯舞地区

太平洋側を中心に浸水想定区域が広がっており、各漁港が被害を受ける可能性があります。東西方向を繋ぐ道道35号が浸水し、一時的に通行ができなくなる可能性や避難路の整備が必要な地域があるなど物資輸送や避難の観点に課題があります。

また、避難路の除雪や避難所の運営における課題など留意すべき点があります。

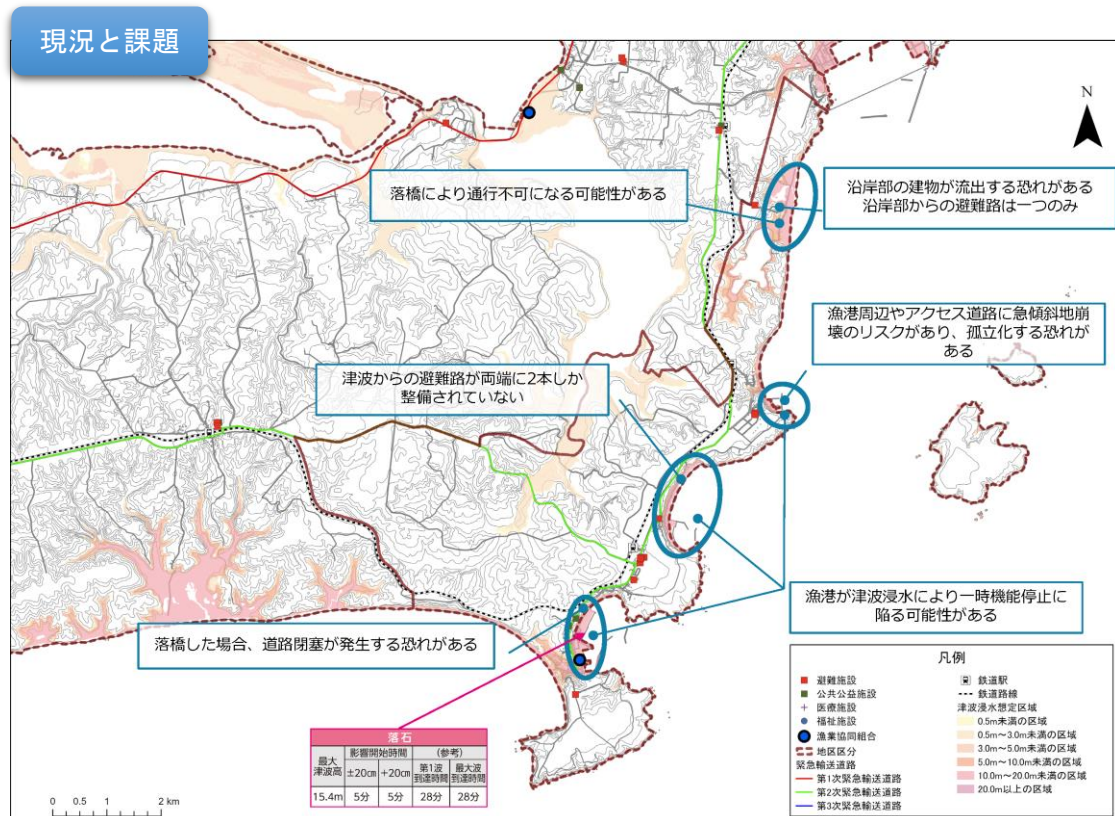


※人口・建物棟数は国勢調査(2020.6)の小地域データ、基盤地図情報、ゼンリン建物ポイントデータ(2022.8)を用いて算出。[出典] 国土数値情報、基盤地図情報、e-Stat(政府統計の総合窓口)

字名	最大津波高(m)	津波到達時間(分)	人口	高齢者人口	津波浸水想定区域内人口	津波浸水想定区域内建物数		主な施設	主な地域資源
						住居系	商用系		
友知	16.0	—	218	81	192	38	3		稲荷大明神
双沖	14.6	30	219	75	215	47	3		双沖神社、瑞泉寺
歯舞	14.6	29	697	247	583	141	34	根室警察署歯舞駐在所、根室市消防署歯舞消防分遣所	歯舞神社
瑠璃瑠	13.3	29	451	153	331	88	7		瑠璃瑠金刀比羅神社、真宗寺
納沙布	11.0	—	114	27	5	1	0	根室警察署納沙布駐在所	納沙布岬、納沙布金刀比羅神社、北方館 望郷の家、根室市北方領土資料館、望郷の岬公園
温根元	5.0	35	180	51	19	2	4		ランネモトチャシ跡
豊里	5.0	41	65	17	10	1	1		北方原生花園、ミズナラ風衝林

(4) 落石地区

太平洋側に面している漁港が3か所あり、周辺の住宅等施設に浸水深10.0m~20.0m程度の浸水区域が広がっています。避難時の渋滞発生や落橋による道路閉塞の恐れがあるなど避難に関して課題があります。また、避難路の限られている地域が散見されます。

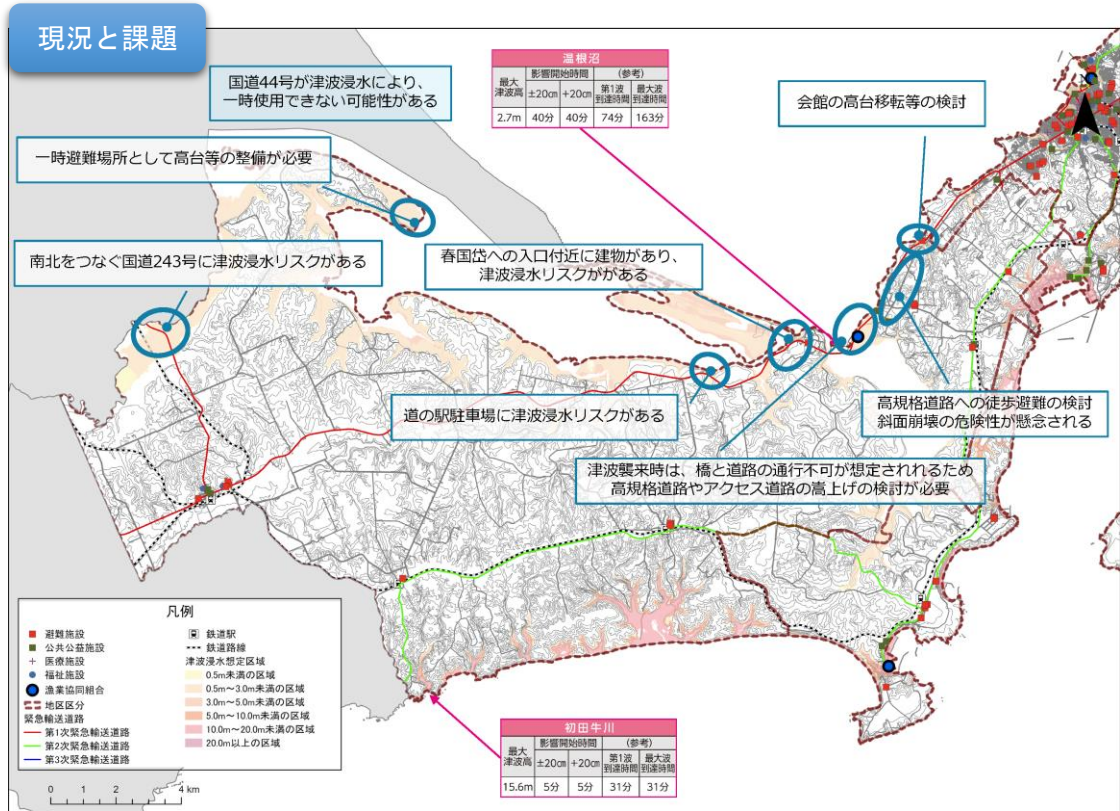


※人口・建物棟数は国勢調査(2020.6)の小地域データ、基盤地図情報、ゼンリン建物ポイントデータ(2022.8)を用いて算出。[出典] 国土数値情報、基盤地図情報、e-Stat(政府統計の総合窓口)

字名	最大津波高(m)	津波到達時間(分)	人口	高齢者人口	津波浸水想定区域内人口	津波浸水想定区域内建物数		主な施設	主な地域資源
						住居系	商用系		
落石西	20.8	—	196	93	155	48	15		落石岬、落石岬のサカイツツジ自生地
落石東	21.6	28	161	56	0	0	0	根室警察署落石駐在所	落石神社、正禅寺
浜松	19.8	—	98	32	85	13	2		浜松八幡神社
昆布盛	21.0	—	182	56	76	14	0		華盛稲荷神社、ユルリ・モユルリ島海鳥繁殖地
長節	17.9	31	108	33	96	15	1		長節湖、長節八幡神社

(5) 根室湾中部地区

東西を繋ぐ道路の浸水リスクがあり、地区だけでなく根室市全域に影響する可能性があります。住民の避難を更に円滑化させるための検討が必要になります。



※人口・建物棟数は国勢調査（2020.6）の小地域データ、基盤地図情報、ゼンリン建物ポイントデータ（2022.8）を用いて算出。〔出典〕国土数値情報、基盤地図情報、e-Stat（政府統計の総合窓口）

字名	最大津波高(m)	津波到達時間(分)	人口	高齢者人口	津波浸水想定区域内人口	津波浸水想定区域内建物数		主な施設	主な地域資源
						住居系	商用系		
幌茂尻	3.5	—	134	43	39	8	2		幌茂尻稲荷神社、法真寺
温根沼	3.4	74	88	35	28	10	3		温根沼厳島神社、温根沼
東梅	3.3	—	162	51	40	8	1		厚別稲荷神社、大雄寺、根室市春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター
春国岱	3.1	73	0	0	0	0	0		春国岱
酪陽	—	—	7	0	0	0	0		風蓮湖、道の駅スワン44ねむろ
川口	—	—	34	15	0	0	1		風蓮湖
西和田	—	—	75	27	0	0	0		和田屯田兵村の被服庫
東和田	17.1	—	58	27	0	0	1		
槍昔	—	—	41	12	41	6	1		風蓮湖
東厚床	—	—	10	1	0	0	0		
厚床	—	—	230	87	0	0	0	根室警察署厚床駐在所、根室市消防署厚床消防分遣所	
西厚床	—	—	38	9	0	0	0		
明郷	—	—	16	7	0	0	0		
湖南	—	—	75	16	0	0	0		
初田牛	17.6	31	36	12	0	0	1		初田牛神社
別当賀	20.7	29	48	22	0	0	0	別当賀夢原館	天狗岩、別当賀神社

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

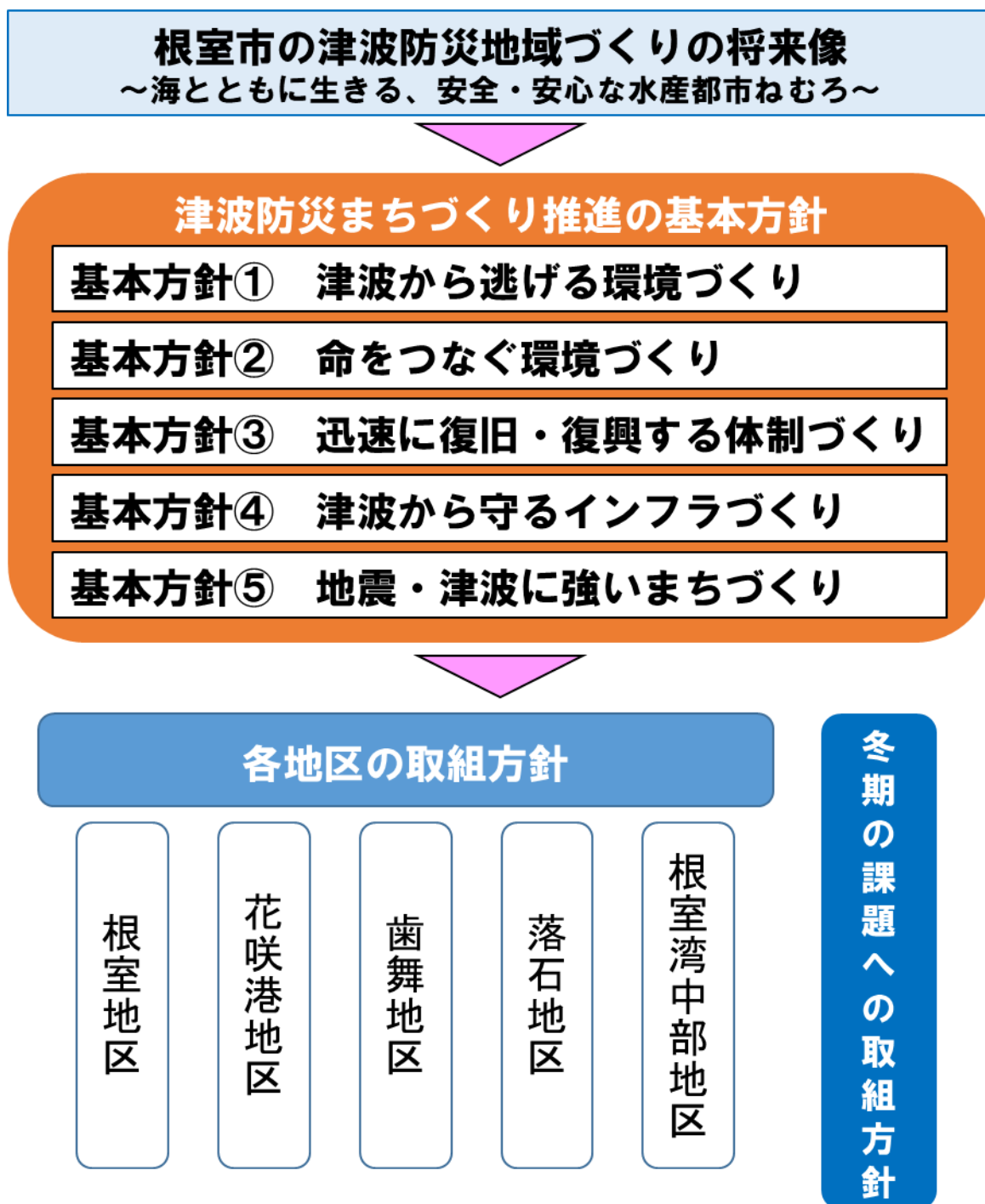


図 4-1 基本的な方針の体系

第1節. 津波防災地域づくりの将来像

根室市の津波防災地域づくりの将来像

～海とともに生きる、安全・安心な水産都市ねむろ～

第2章で把握した市内の現況および第3章で整理した津波防災づくり上の課題および関連計画の方針をもとに、津波防災地域づくりの将来像を設定します。

第9期根室市総合計画においては、目指すべき将来都市像として「海と大地に根ざす『生産・交流都市』ねむろ」が掲げられており、「全国屈指の水産都市」として、国内有数の漁業生産高と水産食品製造を核とした雇用環境の充実したまち、「世界に誇る「自然」と「食」の交流都市」として、たぐいまれな自然環境と豊かな農林水産資源を核とした交流人口が拡大するまち、「北方四島との交流拠点都市」として、北方領土の早期返還を核とした四島住民との交流を展開するまち、返還後の開発拠点を核とした社会基盤の充実したまちとなることを目指しています。基本理念においては、「市民が互いに支え合い、世代をつなぎ心豊かに暮らせるまちづくり」として、安全・安心な暮らしを地域で作ってあげていく考え方が示されています。

根室市都市計画マスタープランにおいては、「総合型のまちづくり政策の推進による、賑わい溢れる、快適で安全安心なコンパクトシティの実現」が将来都市像として示しています。防災に関連した基本目標として、「心やすらぐ安全で安心なまちづくり」として、高齢者や子育て世代が安心して暮らせる生活環境を築くとともに、将来想定される巨大な地震や津波への備えや、頻発する自然災害への抜本的な対策を講ずるなど、安全で安心な都市機能の向上を図ることを目指しています。

これまでに示された通り、市の発展を担う漁業施設や漁業従事者、市民の居住地や賑わいの中心となる市街地においては、地震・津波による甚大な被害が想定されており、市の今後の発展を目指す上で、地域の安全・安心を守っていくことが必要です。このことを踏まえて「海とともに生きる、安全・安心な水産都市ねむろ」を、本市の津波防災地域づくりの将来像として、設定します。

■目指すべき将来都市像

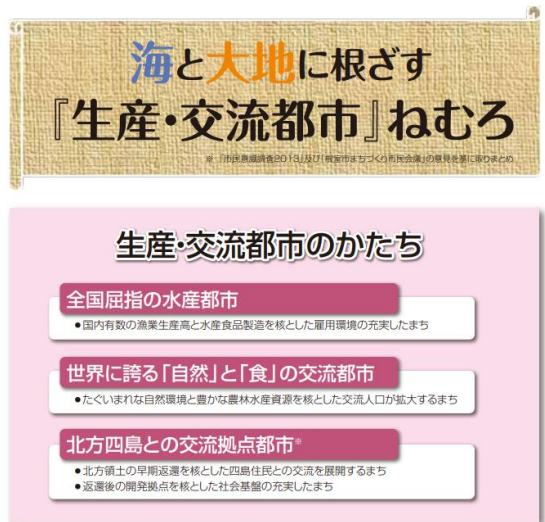


図 4-2 第9期根室市総合計画・将来都市像

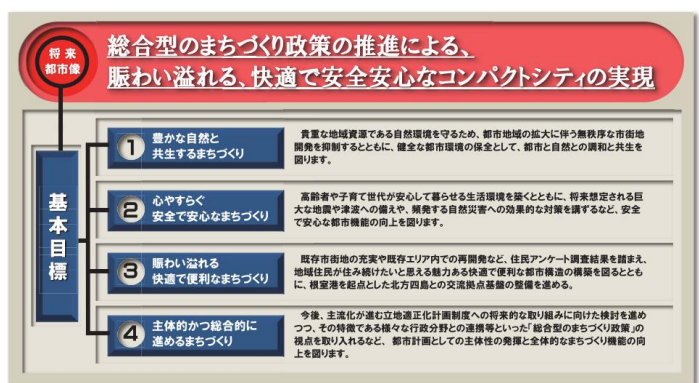


図 4-3 根室市都市計画マスタープラン・将来都市像

第2節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

津波防災地域づくりの将来像を踏まえて、津波防災地域づくり推進の基本的な方針を定めます。

基本方針①：津波から逃げる環境づくり

津波から円滑に避難できるように、避難路・避難階段の整備、避難先の見直し、避難誘導標識の整備、避難路確保に向けた冬期の除雪体制の見直しに努めます。

交通渋滞が予想される箇所においては、渋滞対策として、避難方法・避難先の分担（車避難に限らない避難方法の検討や一時避難先等）を検討します。

浸水想定区域からの避難に時間を要する地域については、必要に応じて、一時避難先の拡充や津波避難シェルターの整備等を検討します。

土砂災害による避難路の寸断が想定される地域については、引き続き、土砂災害対策事業を推進します。

また、避難を円滑に実施するためには、市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、いち早く地震・津波の発生にかかる情報伝達を行うことが重要です。市としては、市民・観光客等への情報伝達体制の強化および各種防災訓練および防災出前講座等による意識啓発に引き続き取り組みます。

上記の対策に加えて、高齢者等の避難誘導や支援にかかる具体的な計画策定（要配慮者利用施設の避難確保計画の策定や地区における計画の策定）を推進します。

基本方針②：命をつなぐ環境づくり

津波から避難した後、命をつなぐために、避難先のライフライン環境の整備および避難先の緊急物資の充実、地域交通ネットワークの寸断を防止する対策（落橋防止、土砂災害防止、早期復旧等）の道路管理者への要請を推進します。

加えて、歯舞地区の太平洋側においては、津波浸水により地域交通ネットワークが寸断される恐れがあるため、その迂回路となる道路の整備等について、道路管理者へ要請していきます。

基本方針③：迅速に復旧・復興する体制づくり

地震・津波により本市において甚大な被害が発生した場合や流氷による被害の拡大が発生した場合に備えて、インフラ施設および緊急輸送道路の早期復旧、住民の被災生活への各種支援（応急仮設住宅の確保や罹災証明の発行等）を行う体制づくりを推進します。

また、被災後の復興に向けて、地籍調査や復興体制の検討等を事前に取り組んでいきます。

基本方針④：津波から守るインフラづくり

津波から人命や財産を守るため、海岸保全施設の整備を行うとともに、最大クラスの津波に対しては、防潮堤を越流しても減災効果が発揮されるよう粘り強い構造を施すなど、海岸保全施設等の津波対策を推進します。

基本方針⑤：地震・津波に強いまちづくり

地震による被害を軽減するため、建物やライフライン施設の耐震化に努め被害拡大を防ぐような取組を進めます。

また、津波による被害を軽減するため、行政関連施設や要配慮者に関わる施設等については、津波浸水の危険性が低い場所に立地するよう整備を進めていきます。

第3節. 地区ごとの取組方針

津波防災地域づくり推進の基本的な方針に基づき、第3章における津波防災地域づくり上の課題および地区懇談会で聴取した各地区の課題を踏まえて、地区ごとに以下の取組方針を設定しました。

(1) 根室地区

<地区全体に関連する取組方針>

- 根室港や漁業・水産加工関連施設等における避難対策および当該施設の迅速復旧
- 浸水域内における居住者の迅速な避難および被災後の地域の迅速な再建
- 高齢者の避難対策（避難手段の検討等）
- 津波避難可能時間に比較的余裕のある地域（オホーツク側）における確実な避難方法の検討・周知
- 津波避難可能時間に余裕がない地域（太平洋側）での避難方法（車避難）の検討・周知
- 迅速な避難に向けた冬期の除雪体制の確保

黒字：全地区に共通する取組方針
赤字：地区固有の取組方針

<取組方針図>

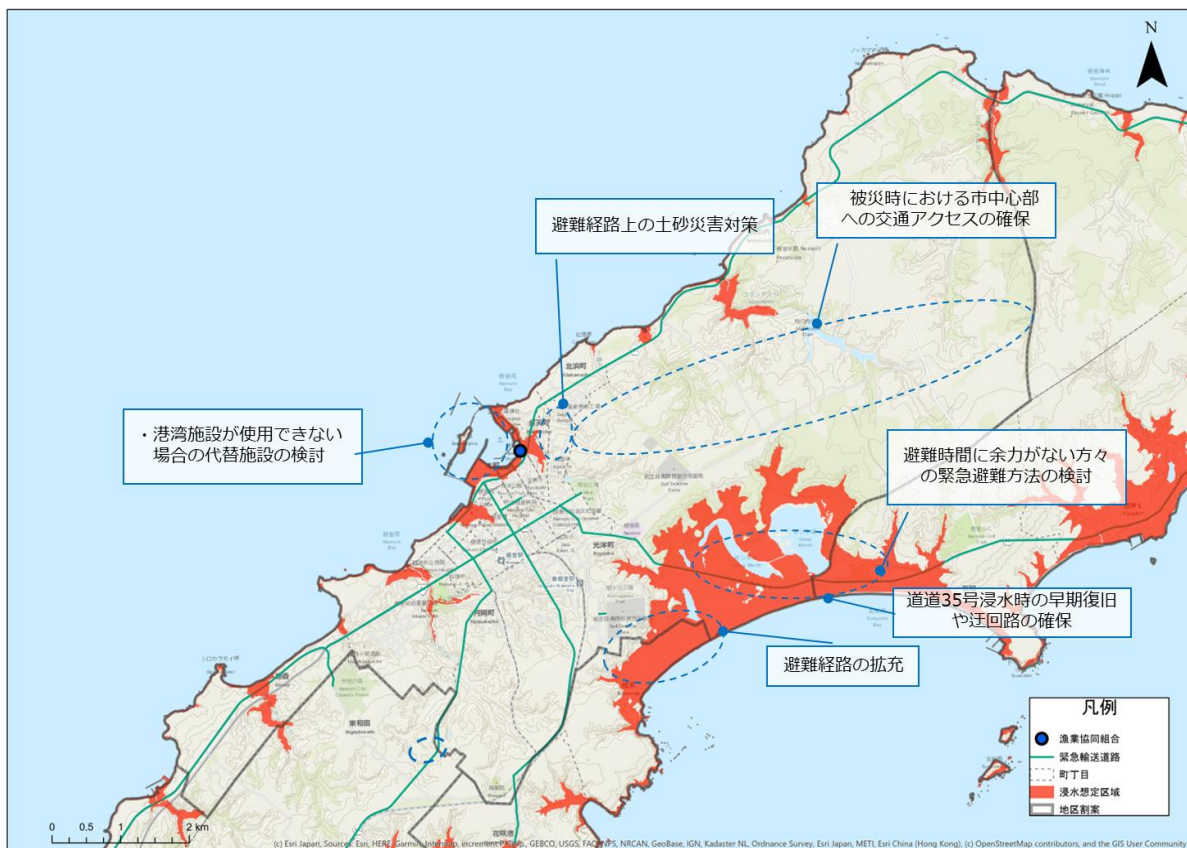


図 4-4 地区別取組方針（根室地区）

(2) 花咲港地区

<地区全体に関連する取組方針>

- 根室港（花咲港）や漁業・水産加工関連施設等における避難対策および当該施設の迅速復旧
- 浸水域内における居住者の迅速な避難および被災後の地域の迅速な再建
- 高齢者の避難対策（避難手段の検討等）
- 津波避難可能時間に余裕がない地域（太平洋側）での避難方法（車避難）の検討・周知
- 迅速な避難に向けた冬期の除雪体制の確保

黒字：全地区に共通する取組方針

赤字：地区固有の取組方針

<取組方針図>

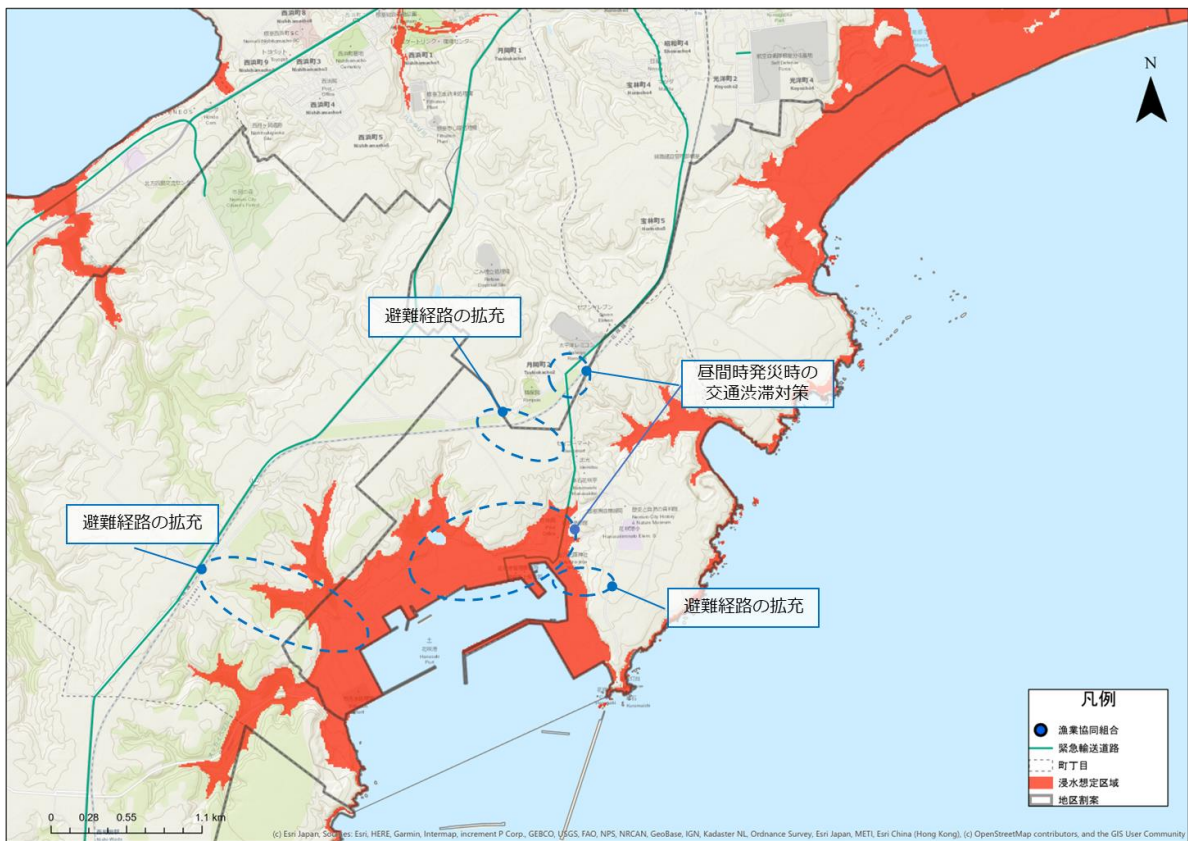


図 4-5 地区別取組方針（花咲港地区）

(3) 歯舞地区

<地区全体に関連する取組方針>

- 歯舞漁港や漁業・水産加工関連施設等における避難対策および当該施設の迅速復旧
- 浸水域内における居住者の迅速な避難および被災後の地域の迅速な再建
- 高齢者の避難対策（避難手段の検討等）
- 津波避難可能時間に比較的余裕のある地域（オホーツク側）における確実な避難方法の検討・周知
- 津波避難可能時間に余裕がない地域（太平洋側）での避難方法（車避難）の検討・周知
- 迅速な避難に向けた冬期の除雪体制の確保

黒字：全地区に共通する取組方針
赤字：地区固有の取組方針

<取組方針図>

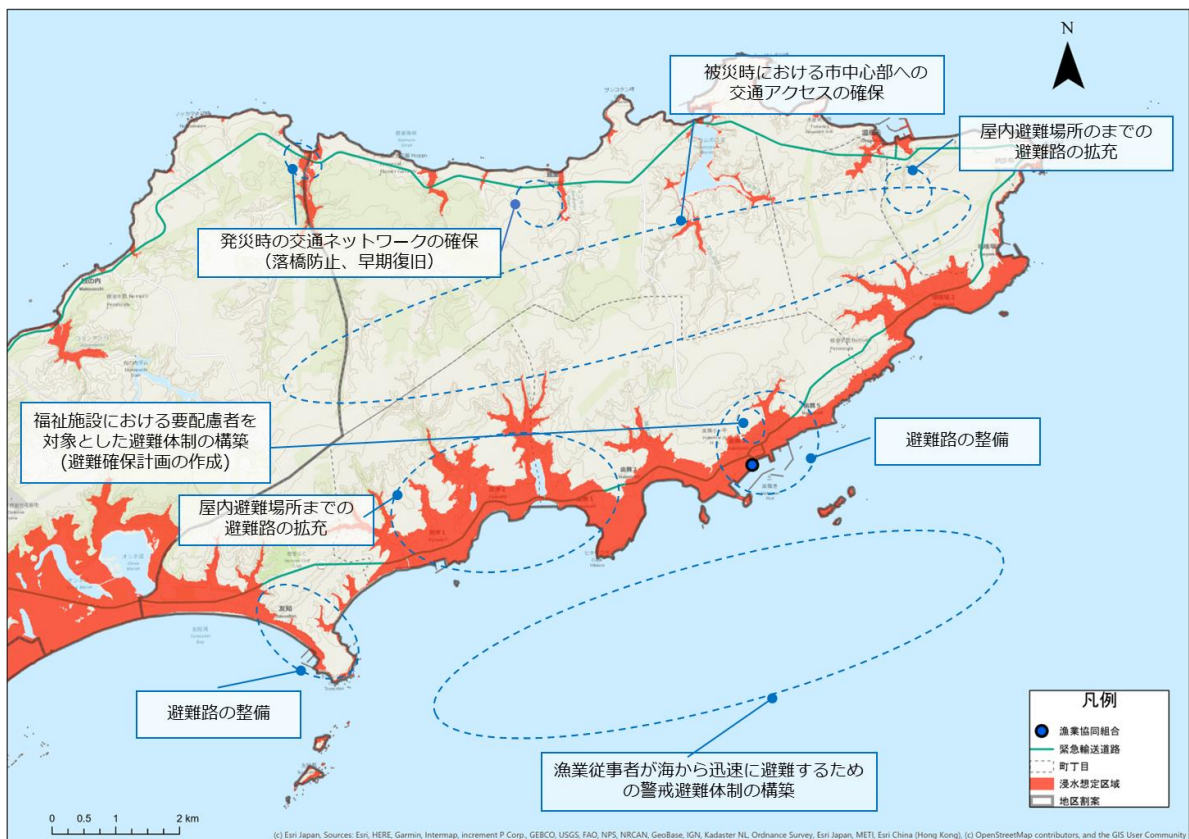


図 4-6 地区別取組方針（歯舞地区）

(4) 落石地区

<地区全体に関連する取組方針>

- 落石漁港、漁業・水産加工関連施設等における避難対策および当該施設の迅速復旧
- 浸水域内における居住者の迅速な避難および被災後の地域の迅速な再建
- 高齢者の避難対策（避難手段の検討等）
- 津波避難可能時間に余裕がない地域（太平洋側）での避難方法（車避難）の検討・周知
- 迅速な避難に向けた冬期の除雪体制の確保

黒字：全地区に共通する取組方針

赤字：地区固有の取組方針

<取組方針図>

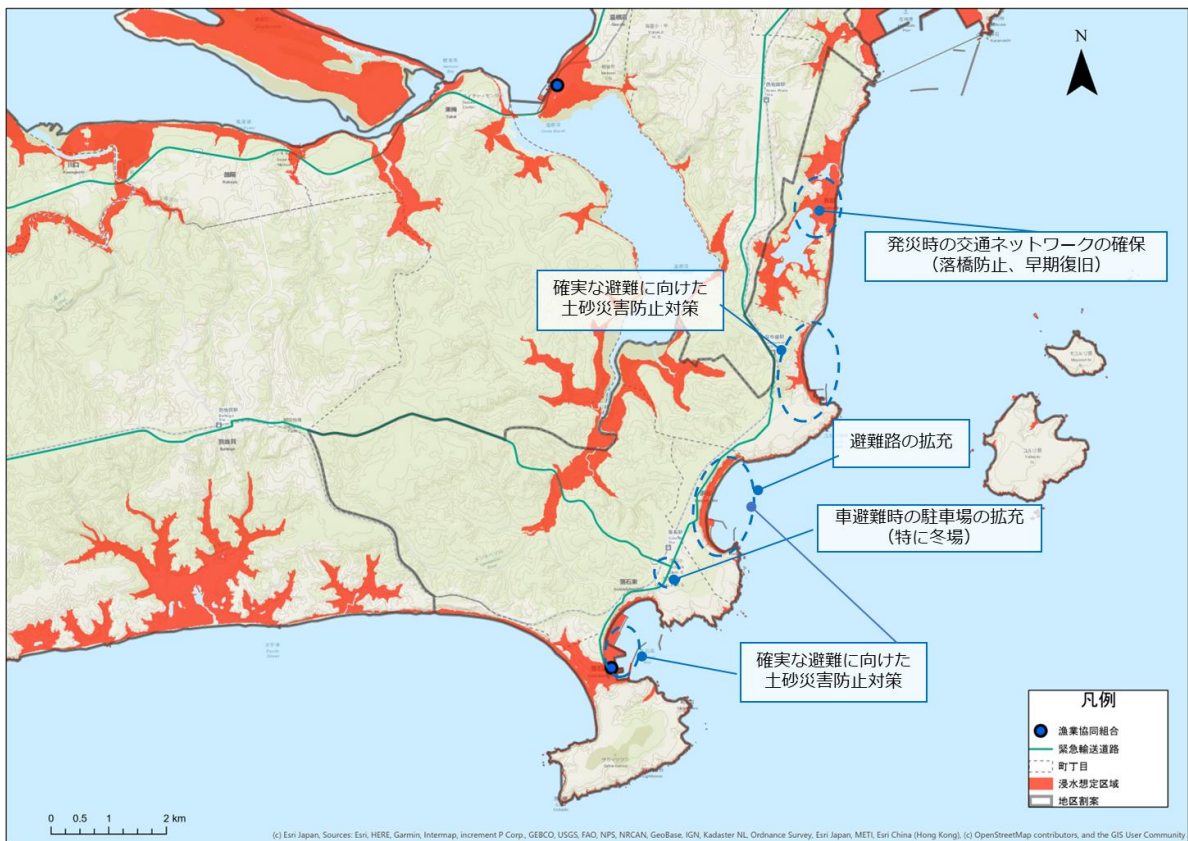


図 4-7 地区別取組方針（落石地区）

(5) 根室湾中部地区

<地区全体に関連する取組方針>

- 幌茂尻漁港や漁業・水産加工関連施設等における避難対策および当該施設の迅速復旧
- 浸水域内における居住者の迅速な避難および被災後の地域の迅速な再建
- 高齢者の避難対策（避難手段の検討等）
- 津波避難可能時間に比較的余裕のある地域（オホーツク側）における確実な避難方法の検討・周知
- 津波避難可能時間に余裕がない地域（太平洋側）での避難方法（車避難）の検討・周知
- 迅速な避難に向けた冬期の除雪体制の確保
- 国道44号浸水時の早期復旧や迂回路の確保

黒字：全地区に共通する取組方針
赤字：地区固有の取組方針

<取組方針図>

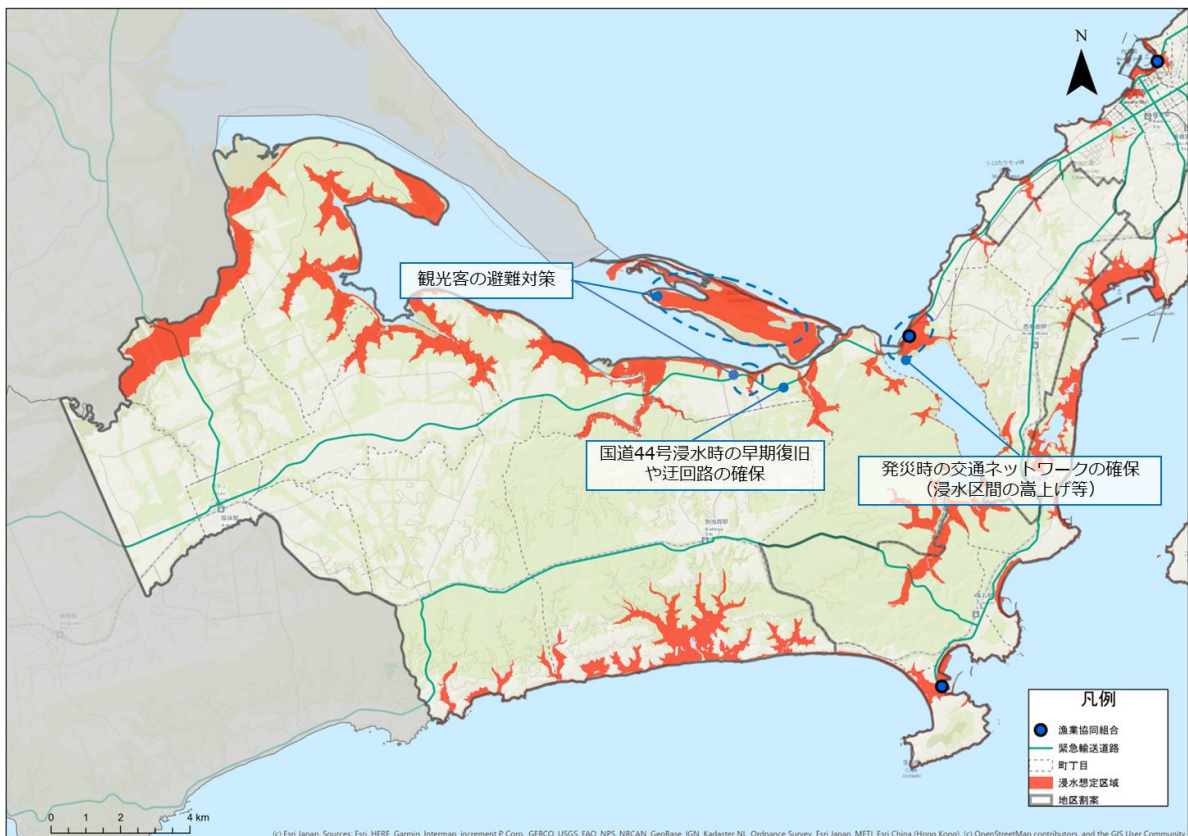


図 4-8 地区別取組方針（根室湾中部地区）

第4節. 冬期の課題への取組方針

把握した冬期の課題に対して取組方針を設定しました。

取組方針①：平時の除雪体制の確保

- ・ 冬期においては、避難路に積雪がある状況では、避難を円滑に行うことができないため、主要な避難路を確認の上、平時からの除雪体制の確保を引き続き検討します。
- ・ また、現状の除雪体制を整理した上で、優先的に除雪が必要な路線について、道路管理者と協議を進めます。

取組方針②：屋内避難場所の拡充

- ・ 冬期に発災した場合には、屋内避難を実施できない場合、逃げ延びた後も低体温症を発症する危険性があるため、屋内避難先が不足しているエリアの確認と避難先の見直しを進めます。
- ・ また、避難先の中で、暖房設備が不足している箇所がないか確認の上、避難環境の充実を検討します。

取組方針③：迅速かつ適切な避難行動の促進

- ・ 冬期においては、着替え等により避難開始の遅れや積雪による避難速度の低下などにより、逃げ遅れが発生する可能性が高まるため、避難開始時間を早くするために、事務所や各家庭における取組の周知（訓練の実施等）を進めます。
- ・ また、流氷により影響範囲が大きくなる可能性があるため、より遠くより早く避難可能となる取組みを進めていきます。

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節. 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、根室市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

(1) 根室市都市計画マスタープランでの土地利用の方針

根室市都市計画マスタープランにおいては、人が生活する「ゾーニング（都市空間）」、人の移動や交流を支える「骨格・軸・帯（都市軸）」、人が集まる「拠点（都市核）」の3つの要素で将来都市構造を描いています。

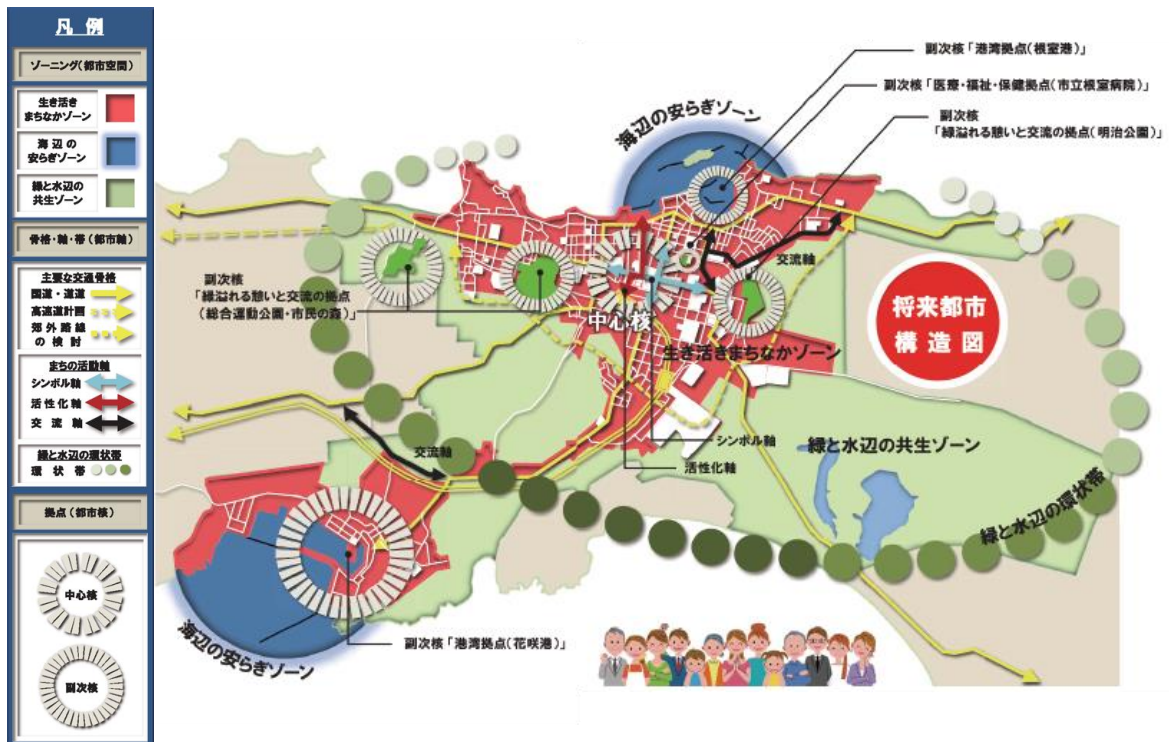


図 5-1 都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

表 5-1 都市計画マスタープランにおける各区域の考え方

区域	考え方
都市計画区域	<p>都市計画区域内の都市的土地利用の拡大抑制と自然調和</p> <p>農地転用を可能な限り抑制し農地における生産基盤の計画的な整備を図りつつ、農地が有する地力や酪農地における牧歌的な風景といった多面的な機能の保全を行うとともに、森林が有する水資源かん養、土砂流出防止などの公益的な機能を有効的に活用できるよう、都市計画区域内の都市的土地利用の拡大抑制や自然との調和を基本とします。</p>
用途地域	<p>用途保存と適正化の検討</p> <p>コンパクトシティを基本として無秩序な市街地拡大を抑制する一方、大規模未利用地においては、北方四島との交流や北方領土問題の進展・解決などの大きな社会情勢の変化が生じた場合の開発拠点都市として、機能・役割を確固たるものにするための社会基盤整備の促進及び千島海溝周辺海溝型地震などに伴う巨大津波への備えとして高台活用の促進など、これらに対応するための用途保存として取り扱うとともに、中心市街地の活性化に資する既存エリア内での再開発など、必要に応じて用途地域を変更し適正化を図るなど検討を行うものとします。</p>

(2) 津波防災地域づくりにかかる土地利用の考え方

土地利用の検討は、本市の地域特性から用途地域内への市街地のコンパクト化に加え、用途地域外や都市計画区域外の漁村部の居住地についても、ニーズを尊重しつつ並行して検討していくことが必要となります。そのため、用途地域内と用途地域外、都市計画区域外の沿岸部それぞれの考え方を示します。

<都市計画区域（用途地域内）>

今後策定を予定している「立地適正化計画」において、災害リスクをできるだけ回避・低減させ、安全でコンパクトな居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定します。あわせて、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針（防災指針）も検討することになります。災害リスクへの対応が定められた居住誘導区域、都市機能誘導区域への立地誘導を進めることで、徐々に津波に強いまちづくりを進めていきます。加えて、建物の新設、建て替え、移転、改修の機会を逃さず、耐震性の確保、宅地の嵩上げや津波の浸水深より高い避難場所の確保など、その地域に適した土地利用を検討していきます。

<都市計画区域（用途地域外）>

用途地域外の災害リスクが高いエリアについては、「立地適正化計画」で設定する居住誘導区域、都市機能誘導区域への移転を促すことで、災害リスクを回避する土地利用としていきます。

<都市計画区域外の沿岸部>

都市計画区域外の沿岸部については、漁業・農業の生業があり、移転が現実的ではない世帯が多く居住しています。都市計画区域外における居住のニーズを尊重しつつ、「立地適正化計画」において設定する居住誘導区域への誘導が可能な施策について今後検討していきます。

居住誘導区域、都市機能誘導区域への移転が現実的ではない世帯については、建物の建て替え等の際に、生業に支障のない範囲で沿岸部から高台への移転促進等、出来る範囲で災害リスクの低減策を講じていきます。

第2節. 警戒避難体制の整備

津波発生時の避難対策は、根室市地域防災計画に示されている津波避難に係る考え方と整合を図り、本計画の方針に沿って作成・更新する津波避難計画・津波ハザードマップにより、推進するものとします。

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に迅速な避難が必要となる地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮し、町名（町内会等）単位を基本に津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものとしています。

避難場所は、津波の危険地域から避難するために避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し指定します。避難目標地点は、津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定めるものとしており、設定にあたっては、自主防災組織や住民と協議し、逃げ遅れる避難者などを考慮した検討を加えるものとしています。

また、道から津波災害警戒区域指定を受けているため、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づき、次に掲げる事項について定めます。

表 5-2 津波災害警戒区域指定を受けて定めるべき事項

定めるべき事項	検討内容
①人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	・市民にとって収集しやすい情報伝達手段、情報伝達内容
②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	・津波避難施設の追加検討 ・避難路・避難経路の見直し
③津波避難訓練の実施に関する事項	・津波避難訓練の実施体制
④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等	・同区域内の要配慮者利用施設の抽出・整理
⑤①～④以外の津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	・具体的な要配慮者対策

(1) 津波に関する情報伝達手段・情報伝達方法

本市では地域防災計画において、情報伝達手段並びに情報伝達方法について以下の通り整理しています。

「根室市地域防災計画 津波防災計画編 第2章 災害予防計画 第2節 津波災害予防計画 2 津波災害に対する予防対策 (2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備」

ア 伝達手段の確保

住民に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、市防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

イ 伝達協力体制の確保

沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

出典：根室市地域防災計画

情報伝達手段については、幅広い年齢層に情報が行き届くように、SNSなどの活用を進めていきます。

また、津波発生時には、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波災害編）」（平成29年9月）に従って、情報伝達を実施します。

特に、漁業関係者にあっては、陸上にいる市民に比べていち早く津波の発生が懸念される地震の発生を知らせ、避難行動を促す必要があります。各漁業協同組合が行う津波避難の実行性を高める各種取組に対して、協力・支援を行える体制構築に努めていきます。

(2) 避難施設・その他避難場所・避難路・その他避難経路の見直し

地域の実情を踏まえると、徒歩避難により浸水想定区域外や緊急避難先への避難が不可能であり、車避難が望ましい地域が存在していることを認識しています。上記の事情を踏まえて、避難対象地域の人口（夜間人口・昼間人口・観光客人口）から想定される交通流量や避難経路の交通容量を踏まえながら、車避難の実行性を引き続き検証していきます。

加えて、車避難を選択できない市民も居住していることから、徒歩避難が難しい地域において車避難を選択できない世帯の把握とともに、徒歩避難の実行性の向上を見据えた避難施設・避難場所・避難路の整備の必要性について確認をしていきます。

上記の取組にあたっては、徒歩避難により避難が困難となる地域を中心に実施し、地域版津波避難計画に基づきながら、地域住民と協力しながら検討を進めていきます。

その他、既往の避難施設に対しては、冬期における屋内避難先が不足している課題については、施設老朽化に合わせた建て替えや既往施設の利活用、車中避難等の様々な方法による対策を引き続き検討していきます。

上記で定めた避難場所及び避難路等の事項については、防災マップ、ハザードマップ等に反映し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じて、周知に努めていきます。

(3) 津波避難訓練の実施

本市では、地域防災計画や根室市津波避難計画において地域住民や関連団体との訓練を以下の通り整理しています。

「根室市地域防災計画 津波防災計画編 第2章 災害予防計画 第7節 自主防災組織等の育成等に関する計画 4 組織の活動 (1) 平常時の活動」

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所、指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

出典：根室市地域防災計画

「根室市津波避難計画 第6章 津波避難訓練の実施」

市や町会、自主防災組織等は、津波災害からの円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、住民が主体となった津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努めます。

なお、訓練実施にあたっては、地域の実情に応じた訓練体制、訓練内容等について、地域（町会、自主防災組織等）をはじめ防災関係機関と連携し、多くの市民が参加できる地域単位の訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。

また、広域的な災害対応ができるよう、隣接する自主防災組織等が連携して行う地域防災訓練の実施についても考慮して実施します。

1 避難訓練の実施体制、参加者

(1) 実施体制

町会、消防団、自主防災組織をはじめ、防災関係団体、社会福祉施設、学校等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ること。

(2) 参加者

住民のみならず、事業所、漁業・港湾関係者等幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう検討すること。

出典：根室市津波避難計画

津波避難訓練については、地区懇談会において、学校職員を対象とした訓練の実施が不足していることが分かりました。加えて、避難先となる学校施設においては、避難者の受け入れ方法を具体化するなどの課題もあるため、今後は学校における避難訓練の支援等も検討していきます。

また、本市では各地区において車を用いた津波避難訓練を実施しています。車を用いた津波避難訓練の実施にあたっては、避難に係る課題を把握し、今後の検証に活かしていきます。

(4) 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

本市では、津波災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設は、根室市立歯舞保育所（歯舞地区保育センターみさき保育園）、歯舞会館（総合コミュニティセンターあさひ内、歯舞児童教室）、市立歯舞診療所、市立歯舞歯科診療所の4箇所となっています。同施設は浸水想定区域の内にあるため、早期に利用者を避難誘導することが重要となります。



(出典：根室市防災ハザードマップ)

図 5-2 災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(5) 要配慮者対策

本市では、要配慮者*対策を以下の通り地域防災計画、津波避難計画において定めています。今後の要配慮者対策にあつては、各計画で定めた方針に則り、着実に推進していくこととします。

※要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等の災害時に情報把握や避難、生活手段の確保等に援助が必要な者の総称

(避難行動要支援者向けの取組)

「根室市地域防災計画 津波防災計画編 第2章 災害予防計画 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (1) 市の対策」

ア 全体計画・地域防災計画の策定

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を本計画に定める。

イ 要配慮者の把握

市は、要配慮者について、関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理し、あらかじめその実態を把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

市は、自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿提供

市は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ 個別避難計画の策定

市は、市内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ク 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

次頁に続く。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ケ 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

出典：根室市地域防災計画

「根室市津波避難計画 第8章 その他の留意点 2 避難行動要支援者の避難対策」

地域と市が連携し、避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、要配慮者の津波避難対策を図る。

出典：根室市津波避難計画

(社会福祉施設の取組)

「根室市地域防災計画 津波防災計画編 第2章 災害予防計画 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (3) 社会福祉施設の対策」

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市及び消防機関との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市及び消防機関の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

出典：根室市地域防災計画

(観光客や外国人向けの取組)

「根室市地域防災計画 津波防災計画編 第2章 災害予防計画 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 2 外国人に対する対策」

市及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

出典：根室市地域防災計画

「根室市津波避難計画 第8章 その他の留意点 1 観光客等への周知」

観光関連施設や宿泊施設などに津波ハザードマップの配置や観光地に津波啓発看板等を設置するなど、避難対象地域や避難場所、避難所といった津波避難対策の周知を図るとともに、関係団体と連携し、観光客等の避難対策に努める。

出典：根室市津波避難計画

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

第1節. 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの基本方針に応じて、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を示します（表 6-1）。

表 6-1 事業・事務の体系

基本方針	主な事業・事務
基本方針① 津波から逃げる環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・津波避難計画の見直し・津波防災意識の普及啓発の実施・津波避難訓練の実施・除雪体制の確保
基本方針② 命をつなぐ環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・避難先の環境整備・地域交通ネットワークの寸断防止の検討
基本方針③ 迅速に復旧・復興する体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・インフラ施設の早期復旧体制の構築・道路啓開計画の推進・地籍調査
基本方針④ 津波から守るインフラづくり	<ul style="list-style-type: none">・港湾・海岸施設整備・漁港施設整備
基本方針⑤ 地震・津波に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・市営住宅の耐震化・公共施設の耐震化

(1) 事業・事務の期間

本計画の上位計画である第9期根室市総合計画は平成27年（2015年）3月から令和7年（2025年）3月の10年間を計画期間としています。また関連計画である都市計画マスタープランについては、平成28年（2016年）～令和17年（2036年）の20年間を計画期間としており、計画改定から10年後となる令和8年（2026年）に中間見直しを実施することが想定されます。

上記を踏まえると、本計画は、総合計画および都市計画マスタープランの見直しが実施された後、関連項目の反映を行う必要があることから、令和9年度に見直しが行われることが想定されます。

そのため、本計画における各施策の期間の基準については、令和9年度末までの5年後までに完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「長期」として記載します。また、事業・事務の性質上、着手後も継続して実施すべきものについては「実施済（継続）」として記載しています。

(2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、事業地区、担当主体、期間の観点で整理しました。事業地区については、第3章第3節で設定した地区をもとに整理しています。

基本方針①：津波から逃げる環境づくり

表 6-2 事業・事務リスト（基本方針①）（1/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
1	除雪機械購入事業	除雪体制の維持に向けて購入から15年を目途として除雪機械を購入。	全域	市：都市整備課	—	実施済（継続）	(3) 冬期を考慮した地震・津波からの避難
2	防雪対策	国道44号の根室防雪工区における防雪対策。	根室地区	国：釧路開発建設部	—	短期	
3	根室半島線の防雪柵設置	暴風雪時の交通の確保及び視程距離低下の軽減。	根室地区、 歯舞地区	道：釧路建設管理部	—	短期	
4	道路整備事業	国道44号川口中央帯の整備。	根室地区	国：釧路開発建設部	—	短期	
5	緊急輸送道路の橋梁耐震化	第2次緊急輸送道路である根室半島線、根室浜中釧路線上の要耐震化橋梁の耐震化を実施。 要対策は4橋となっている。	全域	道：釧路建設管理部	4橋	長期	
		災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に橋梁の耐震補強について計画的に対策を実施。（根室半島線3橋）（国道44号別当賀橋）	根室地区	道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	道：3橋 国：完了	長期	
6	除雪体制の確保	各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。	全域	市：都市整備課 道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	—	実施済（継続）	
7	既存住宅耐震改修費補助事業	市内の既存住宅所有者に対し、耐震改修工事費用の一部を助成することにより、地震による住宅の倒壊被害の軽減を図る。	全域	市：建築住宅課	—	実施済（継続）	(2) 地震・津波による建物被害の低減

表 6-3 事業・事務リスト（基本方針①）（2/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
8	同報系デジタル防災行政無線の運用	地震・津波発生時に津波警報や避難情報などを屋外一斉放送により漁港や浜など屋外で作業中の漁業者等へ迅速かつ広域に情報伝達するため、確実なシステムの運用を図る。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	(3) 冬期を考慮した地震・津波からの避難
9	移動系防災行政無線の運用	災害時における通信途絶に備え、災害対策本部内の通信連絡体制を確保。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
10	文字表示機能付き戸別受信機の無償貸与	聴覚に障がいのある方の世帯等を対象に、同報系デジタル防災行政無線の文字表示機能付き戸別受信機を無償貸与し、聴覚障がい者への情報伝達手段を強化。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
11	衛星携帯電話の配備	通信途絶に強い衛星携帯電話を各避難所に整備。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
12	Jアラートと連携した緊急情報配信サービスの運用	携帯電話を持たない世帯に対し、Jアラート情報を各家庭の電話やFAXへの自動配信サービスを、平成30年7月より開始。これと同時に、ねむろメールやSNSについても、Jアラートとの連携による自動情報配信を開始。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
13	地デジ広報サービスの開始	UHB 北海道文化放送が提供している地上デジタル放送を使った文字情報提供サービスを開始。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	(3) (4) 防災意識の更なる醸成 冬期を考慮した地震・津波からの避難
14	SNS を利用した情報伝達及び防災・減災啓発	SNSにより防災・減災に関する情報・知識、気象警報や災害情報を発信。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
15	行政情報メール配信サービス「ねむろメール」の運用	防犯、子育て、イベント、生活などの日常の生活に役立つ情報をはじめ、災害時には防災情報を発信する行政情報メール配信サービスを、平成28年4月より開始。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
16	根室市公式LINEの運用	防災情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、根室市役所からのお知らせをさらに広く周知するため、令和4年3月より運用開始。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	

表 6-4 事業・事務リスト（基本方針①）（3/4）

No.	取組名	取組内容	事業 地区	担当主体	数値目標	期間	関係 する 課題
17	こども防災・減災推進事業	児童生徒への防災教育	全域	市：総務課	—	実施済 （継続）	(4) 防災意識の更なる醸成
18	災害対応人材強化	防災無線訓練や防災研修を通じた、道職員及び市町村職員の災害対応能力の向上、市町村及び自衛隊との連携強化。	全域	道：総務部 市：総務課	—	実施済 （継続）	
19	地域防災パワーアップ事業	防災先進地北海道を目指し、災害教訓を伝承するツールを構築するなど、防災力を高め、安心して暮らし続けられる地域社会づくり。	全域	道：総務部	—	実施済 （継続）	
20	防災啓発事業	市民の防災意識の向上を目的として実施。	全域	市：総務課 地域住民	—	実施済 （継続）	
21	防災出前講座の実施	家庭でできる防災対策や、地震津波など災害の基礎知識、救急救命講習、初期消火訓練や、自主防災組織活動等に関する防災出前講座を、町会や各種団体、民間企業をはじめ、幼稚園や小中学校高校などを対象に実施。防災関係機関（气象台、海上保安、警察）と協力した事業も実施。	全域	市：総務課 地域住民	—	実施済 （継続）	
22	根室市総合防災訓練の実施	今後起こりうる甚大な地震・津波災害を想定し、防災関係機関の迅速な初動体制の構築、通信、避難、消火、救難・救助訓練などを実施。	全域	市：総務課	—	実施済 （継続）	
23	地域防災訓練の実施	沿岸地域の自主防災組織主催による津波避難訓練や、幼稚園・保育所等主催による避難訓練を実施。幼稚園保育所と中学校や高校が連携した訓練を実施。	全域	市：総務課 地域住民	—	実施済 （継続）	
24	防災ハザードマップの配布とWeb版ハザードマップの運用	令和3年11月に北海道が指定した津波災害警戒区域に基づきその区域と基準水位を周知するため、根室市防災ハザードマップを配布。併せて、パソコン、スマートフォンから閲覧可能な「Web版ハザードマップ」の運用。	全域	市：総務課	—	実施済 （継続）	
25	根室市自主防災組織活動助成金	自主防災組織の主体的な活動の側面支援や、組織結成に向けた取組を促進するため、平成25年度に「自主防災組織活動補助金制度」を創設。補助対象としては、各種防災講習会や訓練の実施、自主防災組織の活動に必要な防災資機材や町会備蓄品の購入など。	全域	市：総務課 地域住民	—	実施済 （継続）	

表 6-5 事業・事務リスト（基本方針①）（4/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
26	根室市地域防災推進員	地域で積極的な防災活動を行っている方などを「根室市地域防災推進員」として委嘱し、防災・減災知識の普及活動や、他の地域の自主防災組織活動への助言などを行い、地域の防災・減災意識の高揚、自主防災組織等の活性化を図るもの。平成28年度より3名を委嘱。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	(4) 防災意識の更なる醸成
27	自主防災組織活動等の推進	自主防災組織の活動を促進するため、「自主防災組織活動の手引き作成」、「根室市自主防災組織活動研修会」、「防災瓦版の発行（取組み紹介）」を実施している。	全域	市：総務課	—	実施済 (継続)	
28	地域防災力強化事業	地域防災力強化自助・共助・公助の役割分担による地域防災体制の構築。自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進している。	全域	道：根室振興局	59.7% (2018) → 全国平均値以上 (2024) ※R3.4.1の全国平均値84.4% (R3 消防白書P198) ※根室管内1市4町のカバー率は82.5%	短期	
29	防災教育の推進	道民みんなで取り組む災害に強い北海道の実現に向け、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」の取組や「北海道防災マスター」の育成支援などを実施している。	全域	道：根室振興局	地域防災マスター登録者数157人 (R2) → 182人 (R7) ※根室管内1市4町の数値	短期	
30	地域版津波避難計画の作成	沿岸地域の自主防災組織による地域版の津波避難計画の作成を推進し、その計画に基づき津波避難訓練を実施。現在、太平洋沿岸側を中心に32地区で策定済。計画は根室市地域防災計画の資料編に編入している。	全域	市：総務課 地域住民	—	実施済 (継続)	

基本方針②：命をつなぐ環境づくり

表 6-6 事業・事務リスト（基本方針②）（1/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
2 再掲	防雪対策	国道44号の根室防雪工区における防雪対策。	根室地区	国：釧路開発建設部	—	短期	③ 冬期を考慮した地震・津波からの避難
3 再掲	根室半島線の防雪柵設置	暴風雪時の交通の確保及び視程距離低下の軽減。	根室地区、 歯舞地区	道：釧路建設管理部	—	短期	
4 再掲	道路整備事業	国道44号川口中央帯の整備。	根室地区	国：釧路開発建設部	—	短期	
5 再掲	橋梁の耐震補強対策	第2次緊急輸送道路である根室半島線、根室浜中釧路線上の要耐震化橋梁の耐震化を実施。 要対策は4橋となっている。	全域	道：釧路建設管理部	4橋	長期	
		災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に橋梁の耐震補強について計画的に対策を実施。（根室半島線3橋）（国道44号別当賀橋）	根室地区	道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	道：3橋 国：完了	長期	
6 再掲	除雪体制の確保	各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。	全域	市：都市整備課 道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	—	実施済 （継続）	

表 6-7 事業・事務リスト（基本方針②）（2/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
31	地域づくり総合交付金	市町村が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成。	全域	道：総合政策部	—	実施済（継続）	(3) 冬期を考慮した地震・津波からの避難
32	避難所用資機材等の整備	市内22ヶ所の指定避難所・待避所に備蓄品を整備。 市内14か所の指定避難所に生理用品、おむつ（大人用・子供用）を整備。 新型コロナウイルスの流行を受け、発災時において、避難所内での飛沫防止や3密回避等を図り、感染症対策を万全とするため、避難所用資機材を整備。	全域	市：総務課	—	実施済（継続）	
33	津波緊急避難場所用資機材の整備	地域版津波避難計画等に基づく津波緊急避難場所に防災コンテナを設置し、津波災害時の孤立等の対策を推進。 防災コンテナ：15基 （啓雲中、文化会館、成央小、根室高校光洋中、北斗小、柏陵中、花咲港小、海星小中、夢原館、厚床小、旧昆布盛小、落石小、歯舞学園、福祉交流館）	全域	市：総務課	—	実施済（継続）	
34	道路啓開計画の推進	大規模地震発生時に、災害対応で活用する主要道路が、地震津波による被害で途絶した場合に、いち早く緊急車両が通るルートを復旧・確保していく道路啓開計画を策定。 令和4年12月 北海道道路啓開計画（第2版）策定 令和5年1月 釧路・根室地域道路啓開計画（初版）策定。	全域	市：総務課 道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	計画の策定・見直し	実施済（継続）	(5) 復旧・復興に向けた事前の備え
35	落石小学校校舎・屋体改修事業	落石小学校敷地内に落石中学校を移転改築、併置校化し、それに伴い、小学校校舎等の老朽化している箇所や中学校との共用部分の改修を行う。	落石地区	市：教育総務課	改修完了	短期	(2) 地震・津波による建物被害の低減
36	落石中学校校舎改築事業	コンクリートブロック造のため、耐震化が困難であることから、落石小学校敷地内に中学校校舎を建築し、耐震性を確保する。	落石地区	市：教育総務課	改築完了	短期	

表 6-8 事業・事務リスト（基本方針②）（3/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
37	(仮称) 花咲港ふるさと館整備事業	花咲港会館は竣工後 40 年以上が経過し老朽化が進行しており、また、旧建築基準法による設計のため耐震性がないと考えられ、さらに立地が津波予想浸水区域に隣接、後背地が土砂災害予想区域であることから、近隣高台への移転建替による整備を実施し、災害時における避難施設としての施設機能向上や平時の地域住民のコミュニティ拠点を確保することで、円滑・安全な避難体制の構築、地域防災力強化を図る。	花咲港地区	市：市民環境課	整備完了	短期	(2) 地震・津波による建物被害の低減
38	(仮称) 厚床ふるさと館整備事業	厚床会館は竣工後 40 年以上が経過し老朽化が進行、また、耐震診断の結果、集会室以外の木造部分は耐震改修不可との結果であり、地域住民との協議の結果、新築建替を実施することとしたもの。現在、市が独自に設定している「待避所」として運用しているが、局地的な災害のほか近隣地区からの避難者を受け入れる避難施設としての機能を持たせることで、円滑・安全な避難体制の構築、地域防災力強化を図る。	根室湾中部地区	市：市民環境課	整備完了	短期	
39	下水道事業	・下水道施設の整備 災害時における円滑な下水道施設の運用を図るため、ストックマネジメント計画等に基づく施設設備等の更新、改修など適切な維持管路を行う。 ・根室市下水道事業 業務継続計画の更新 下水道に係る業務継続計画（下水道 BCP）は、災害時の実効性を確保するため適宜見直しを実施する。	根室地区	市：下水道課	—	実施済（継続）	

表 6-9 事業・事務リスト（基本方針②）（4/4）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
40	老朽基幹管路耐震化更新事業	地震による被害の軽減や甚大な被害が発生した場合に備えて、漏水が発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす重要な管路(基幹管路)を指定し耐震化更新を行い、災害発生時の早期復旧や住民生活の早期環境改善を行う体制づくりを推進する。	根室地区、 花咲港地区、 齒舞地区	市:水道課	令和12年度末までに79.2% ※将来的には100%を目指す が達成時期は未定	未定	(2) 地震・津波による建物被害の低減
41	桂木浄水場施設耐震化事業	地震による水道施設の被害を軽減するため、水道施設の要となる浄水場(基幹)施設の耐震化を行い、地震災害に強く被害拡大を防ぐ整備を行う。	根室地区、 花咲港地区、 齒舞地区	市:水道課	耐震化の実施100%	短期	
42	重要給水施設配水管耐震化事業	地域防災計画で指定している防災拠点・災害拠点病院・指定避難所(市街地の収容人数が多い施設7施設)の13施設と基幹管路(基幹水道施設)を結ぶ管路(重要給水施設配水管路)を指定し管路の耐震化を行い、防災拠点や避難先の環境整備(水道水確保)を行う。事業対象管路延長=1,590m	根室地区	市:水道課	耐震化の実施100%	短期	

基本方針③：迅速に復旧・復興する体制づくり

表 6-10 事業・事務リスト（基本方針③）(1/2)

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
5 再掲	緊急輸送道路の橋梁耐震化	第2次緊急輸送道路である根室半島線、根室浜中釧路線上の要耐震化橋梁の耐震化を実施。 要対策は4橋となっている。	全域	道：釧路建設管理部	4橋	長期	(3) 冬期を考慮した地震・津波からの避難
		災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に橋梁の耐震補強について計画的に対策を実施。(根室半島線3橋)(国道44号別当賀橋)	根室地区	道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	道：3橋 国：完了	長期	
34 再掲	道路啓開計画の推進	大規模地震発生時に、災害対応で活用する主要道路が、地震津波による被害で途絶した場合に、いち早く緊急車両が通るルートを復旧・確保していく道路啓開計画を策定。 令和4年12月 北海道道路啓開計画(第2版)策定。 令和5年1月 釧路・根室地域道路啓開計画(初版)策定。	全域	市：総務課 道：釧路建設管理部 国：釧路開発建設部	計画の策定・見直し	実施済(継続)	(5) 復旧・復興に向けた事前の備え
43	応急仮設住宅の候補地の検討	災害復旧が長期になる場合に備えて、予め応急仮設住宅建設の候補地の選定を進める。	全域	市：総務課・財政課・建築住宅課	—	実施済(継続)	
44	地籍調査等	戦災復興特別土地区画整理事業及び土地連絡調査の実施により基本図面が存在するため、概ね把握済みである。更新が必要な場合には引き続き把握を行う。	全域	市：都市整備課	—	実施済(継続)	
45	災害ボランティアとの連携体制の確立	災害ボランティアセンターの設置・運営について根室市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動が円滑に実施できる体制を整備する。	全域	市：総務課	—	短期	
46	応急危険度判定に係る体制の整備	北海道の要綱に基づき行う応急危険度判定について、発災直後、迅速に実施可能な体制を整備する。 (市の建築士会では、応急危険度判定士が発災直後に現場へ到着できないことを想定し、各避難所における「誰でもできる簡易危険度判定マニュアル」の整備を推進中)	全域	市：総務課・建築住宅課	—	短期	

表 6-1 1 事業・事務リスト（基本方針③）(2/2)

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
47	落石地区特定漁港漁場整備事業計画	<p>粘り強い防波堤の整備により津波被害の軽減を図るとともに、耐震性能を強化した岸壁や津波漂流物対策施設などの整備を行い、水産業の早期再開を図る。</p> <p>漁港合併による機能分担を図り、港内利用を再編し、外来船入港要請に応えるための岸壁整備などを行う。</p> <p>漁獲物の鮮度低下や鳥糞等の異物混入を回避し、総合的な衛生管理の強化を図るため、屋根付き岸壁の整備を行う。</p> <p>（岸壁の耐震性能強化対策は暫定完成済み）</p>	落石地区	国：釧路開発建設部	粘り強い防波堤、岸壁の耐震性能強化、道路の液状化対策の整備完了	短期	(1) 津波リスクの低減
48	歯舞地区特定漁港漁場整備事業計画	<p>地震津波来襲後の水産業の早期再開のため、防波堤の耐津波対策を行うとともに、岸壁に接続する道路の液状化対策を行う。</p> <p>地元で整備する高度衛生管理型市場と連携し、衛生管理対策の強化及び流通の効率化を図るため、屋根付き岸壁、用地（人工地盤）等の整備を行う。</p> <p>瑤瑤地区における慢性的な係留施設不足の解消を図るため、岸壁及び物揚場の整備を行う。</p>	歯舞地区	国：釧路開発建設部	粘り強い防波堤、道路の液状化対策の整備完了	短期	
49	根室港水産上屋整備事業	水産上屋などの流通拠点の耐震化等を図る。	根室地区、花咲港地区	市：港湾課	—	未定	(2) 地震・津波による建物被害の低減
50	根室港係留・物揚場及び船揚場整備事業	災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として港湾の機能強化を図る。	根室地区、花咲港地区	市：港湾課	—	未定	
51	根室港臨港道路整備事業	災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として港湾の機能強化を図る。	根室地区、花咲港地区	市：港湾課	—	未定	

基本方針④：津波から守るインフラづくり

表 6-1 2 事業・事務リスト（基本方針④）（1/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
47 再掲	落石地区特定漁港漁場整備事業計画	<p>粘り強い防波堤の整備により津波被害の軽減を図るとともに、耐震性能を強化した岸壁や津波漂流物対策施設などの整備を行い、水産業の早期再開を図る。</p> <p>漁港合併による機能分担を図り、港内利用を再編し、外来船入港要請に応えるための岸壁整備などを行う。</p> <p>漁獲物の鮮度低下や鳥糞等の異物混入を回避し、総合的な衛生管理の強化を図るため、屋根付き岸壁の整備を行う。</p> <p>（岸壁の耐震性能強化対策は暫定完成済み）</p>	落石地区	国：釧路開発建設部	粘り強い防波堤、岸壁の耐震性能強化、道路の液状化対策の整備完了	短期	(1) 津波リスクの低減
48 再掲	歯舞地区特定漁港漁場整備事業計画	<p>地震津波来襲後の水産業の早期再開のため、防波堤の耐津波対策を行うとともに、岸壁に接続する道路の液状化対策を行う。</p> <p>地元で整備する高度衛生管理型市場と連携し、衛生管理対策の強化及び流通の効率化を図るため、屋根付き岸壁、用地（人工地盤）等の整備を行う。</p> <p>瑯琊地区における慢性的な係留施設不足の解消を図るため、岸壁及び物揚場の整備を行う。</p>	歯舞地区	国：釧路開発建設部	粘り強い防波堤、道路の液状化対策の整備完了	短期	
52	根室港海岸施設整備事業	<p>長大な海岸延長を有する等の実情から、高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、防潮堤・護岸等の整備を図る。</p>	根室地区、花咲港地区	市：港湾課	—	未定	

表 6-13 事業・事務リスト（基本方針④）（2/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
53	【漁港海岸】 友知漁港海岸 高潮対策事業 の推進	<p>友知海岸は昭和48年(1973年)根室半島沖地震により甚大な津波被害を受けたことを契機に堤防等の整備を推し進めてきた。</p> <p>友知海岸の堤防等の天端高さは、平成23年(2011年)東日本大震災後、国の方針に基づき平成25年(2013年)に設定した設計津波水位(L1津波)より低いことから、津波対策として堤防等改良が必要となった。</p> <p>低気圧等による『高潮高 T.P.+4.1m』と『設計津波水位 T.P.+6.4m』に広域地盤沈下量0.2mを加えた高さ『=+6.6m』を比較し、津波を対象とした必要高 T.P.+6.6m による堤防等改良を推し進めていく。なお、友知漁港内においては、津波の減衰を考慮した T.P.+5.8m 程度 (R4年度、計算中) とする。</p>	歯舞地区	道:釧路建設 管理部	防護人口 32人、防 護面積 3.8ha	長期	(I) 津波 リスク の低減
54	【水管理・国土 保全局海岸】友知海岸 高潮対策事業 の推進	<p>友知海岸は昭和48年(1973年)根室半島沖地震により甚大な津波被害を受けたことを契機に堤防等の整備を推し進めてきた。</p> <p>友知海岸の堤防等の天端高さは、平成23年(2011年)東日本大震災後、国の方針に基づき平成25年(2013年)に設定した設計津波水位(L1津波)より低いことから、津波対策として堤防等改良が必要となった。</p> <p>低気圧等による『高潮高 T.P.+4.1m』と『設計津波水位 T.P.+6.4m』に広域地盤沈下量0.2mを加えた高さ『=+6.6m』を比較し、津波を対象とした必要高 T.P.+6.6m による堤防等改良を推し進めていく。</p>	歯舞地区	道:釧路建設 管理部	家屋等67 棟	長期	
55	根室港区港湾 施設改良整備 事業	<p>根室港区海岸町物揚場等では、越波などが生じ施設機能の低下が見られることから、北海道開発局と市の所管施設について計画的に施設整備を図ると共に、現状の利用実態を踏まえ物揚場の増深や嵩上げなどの整備を行う。</p>	根室地区	市:港湾課	整備完了	短期	

表 6-14 事業・事務リスト（基本方針④）（3/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
56	津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置	民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の課税標準額を取得から4年間、2分の1を減免する。	根室地区、花咲港地区（臨港地区）	市：税務課	—	実施済（継続）	(I) 津波リスクの低減

基本方針⑤：地震・津波に強いまちづくり

表 6-15 事業・事務リスト（基本方針⑤）（1/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
7 再掲	既存住宅耐震改修費補助事業	市内の既存住宅所有者に対し、耐震改修工事費用の一部を助成することにより、地震による住宅の倒壊被害の軽減を図る。	全域	市：建築住宅課	—	実施済（継続）	(2) 地震・津波による建物被害の低減
35 再掲	落石小学校校舎・屋体改修事業	落石小学校敷地内に落石中学校を移転改築、併置校化し、それに伴い、小学校校舎等の老朽化している箇所や中学校との共用部分の改修を行う。	落石地区	市：教育総務課	改修完了	短期	
36 再掲	落石中学校校舎改築事業	コンクリートブロック造のため、耐震化が困難であることから、落石小学校敷地内に中学校校舎を建築し、耐震性を確保する。	落石地区	市：教育総務課	改築完了	短期	
37 再掲	(仮称) 花咲港ふるさと館整備事業	花咲港会館は竣工後 40 年以上が経過し老朽化が進行しており、また、旧建築基準法による設計のため耐震性がないと考えられ、さらに立地が津波予想浸水区域に隣接、後背地が土砂災害予想区域であることから、近隣高台への移転建替による整備を実施し、災害時における避難施設としての施設機能向上や平時の地域住民のコミュニティ拠点を確保することで、円滑・安全な避難体制の構築、地域防災力強化を図る。	花咲港地区	市：市民環境課	整備完了	短期	
38 再掲	(仮称) 厚床ふるさと館整備事業	厚床会館は竣工後 40 年以上が経過し老朽化が進行、また、耐震診断の結果、集会室以外の木造部分は耐震改修不可との結果であり、地域住民との協議の結果、新築建替を実施することとしたもの。現在、市が独自に設定している「待避所」として運用しているが、局地的な災害のほか近隣地区からの避難者を受け入れる避難施設としての機能を持たせることで、円滑・安全な避難体制の構築、地域防災力強化を図る。	根室湾中部地区	市：市民環境課	整備完了	短期	

表 6-16 事業・事務リスト（基本方針⑤）（2/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
39 再掲	下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の整備 災害時における円滑な下水道施設の運用を図るため、ストックマネジメント計画等に基づく施設設備等の更新、改修など適切な維持管路を行う。 根室市下水道事業 業務継続計画の更新 下水道に係る業務継続計画（下水道 BCP）は、災害時の実効性を確保するため適宜見直しを実施する。 	根室地区	市：下水道課	—	実施済（継続）	(2) 地震・津波による建物被害の低減
40 再掲	老朽基幹管路耐震化更新事業	地震による被害の軽減や甚大な被害が発生した場合に備えて、漏水が発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす重要な管路（基幹管路）を指定し耐震化更新を行い、災害発生時の早期復旧や住民生活の早期環境改善を行う体制づくりを推進する。	根室地区、 花咲港地区、 歯舞地区	市：水道課	令和 12 年度末までに 79.2% ※将来的には 100%を目指す が達成時期は未定	未定	
41 再掲	桂木浄水場施設耐震化事業	地震による水道施設の被害を軽減するため、水道施設の要となる浄水場（基幹）施設の耐震化を行い、地震災害に強く被害拡大を防ぐ整備を行う。	根室地区、 花咲港地区、 歯舞地区	市：水道課	耐震化の実施 100%	短期	
42 再掲	重要給水施設配水管耐震化事業	地域防災計画で指定している防災拠点・災害拠点病院・指定避難所（市街地の収容人数が多い施設 7 施設）の 13 施設と基幹管路（基幹水道施設）を結ぶ管路（重要給水施設配水管路）を指定し管路の耐震化を行い、防災拠点や避難先の環境整備（水道水確保）を行う。事業対象管路延長＝1,590m	根室地区	市：水道課	耐震化の実施 100%	短期	
49 再掲	根室港水産上屋整備事業	水産上屋などの流通拠点の耐震化等を図る。	根室地区、 花咲港地区	市：港湾課	—	未定	
50 再掲	根室港係留・物揚場及び船揚場整備事業	災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として港湾の機能強化を図る。	根室地区、 花咲港地区	市：港湾課	—	未定	
51 再掲	根室港臨港道路整備事業	災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として港湾の機能強化を図る。	根室地区、 花咲港地区	市：港湾課	—	未定	

表 6-17 事業・事務リスト（基本方針⑤）（3/3）

No.	取組名	取組内容	事業地区	担当主体	数値目標	期間	関係する課題
57	新庁舎建設推進事業	耐震性の不足や設備の老朽化など、現庁舎が抱える課題を解決し、市民、職員双方が利用しやすく、防災対応拠点となる新庁舎を整備し、今後発生が危惧される千島海溝沿いの超巨大地震に備え、災害に強い安心、安全なまちづくりを進める。	根室地区	市：庁舎整備推進課	新庁舎の建設	短期	(2) 地震・津波による建物被害の低減
58	消防分遣所等整備事業	市民が安全・安心に暮らせる都市基盤の充実として、非常電源設備及び救助資機材の保管庫整備などを盛り込んだ防災機能の拡充した花咲港消防分遣所の高台移転を推進。	花咲港地区	市：消防本部総務課	整備完了	短期	
59	防火水槽新設事業	消火栓設置が不可である地域や大規模地震による消火栓の使用不能に備え、耐震性防火水槽の整備を図る。	根室地区	市：消防本部警防課	整備完了	長期	

(3) 事業・事務位置図

事業・事務リスクに記載されているものの中で、市や地区全域ではなく、特定の事業位置が存在する13の事業・事務の位置を整理しました。

表 6-18 特定の事業位置が存在する事業・事務

No.	取組名	No.	取組名
①	根室半島線の防雪柵設置	⑧	落石中学校校舎改築事業
②	橋梁の耐震補強対策	⑨	落石小学校校舎・屋体改修事業
③	【漁港海岸】友知漁港海岸高潮対策事業の推進 【水管理・国土保全局海岸】友知海岸高潮対策事業の推進	⑩	消防分遣所等整備事業
④	根室港海岸施設整備事業	⑪	(仮称)厚床ふるさと館整備事業
⑤	落石地区特定漁港漁場整備事業計画	⑫	(仮称)花咲港ふるさと館整備事業
⑥	歯舞地区特定漁港漁場整備事業計画3港(温根元・歯舞・瑤瑠瑠)	⑬	桂木浄水場施設耐震化事業
⑦	新庁舎建設推進事業		

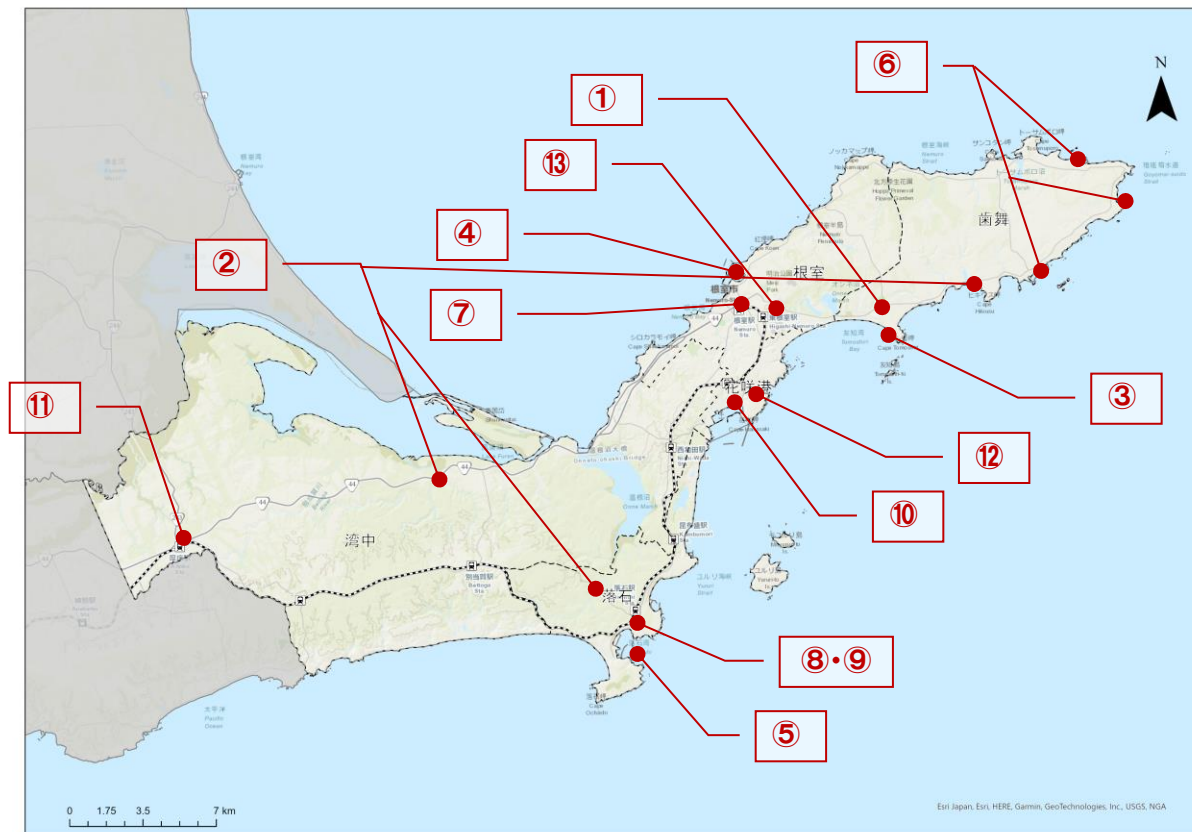


図 6-1 事業・事務位置図

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では、本計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

第1節. 今後さらに検討が必要な事項

現状想定している事業・事務のみでは、まだ解消できない課題があります。今後の津波防災地域づくりの推進にあたっては、課題解決に向けて現状把握や検討を行い、関係機関と必要に応じて連携しながら、事業・事務の拡充に努めていきます。

また、拡充した事業・事務のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」の対象事業等については、各種計画に適切に反映の上、事業の推進を図ります。

避難の支障となる渋滞箇所の把握と対策の検討

車避難を実施する上で、避難時の交通流量によっては渋滞が発生し、避難に支障をきたすことが想定されています。また、停電による信号の滅灯の恐れもあり、徒歩避難者の安全性が脅かされる可能性もあります。避難時に渋滞が予想される箇所を把握するとともに、渋滞発生時の対策（徒歩避難者と車避難者の分離や避難方向への一方通行にするなど）の検討に努めていきます。

要配慮者の緊急避難方法の検討

本市では車避難を原則としていますが、津波到達時間が早い地域において車避難を選択できない市民への配慮も必要となります。同要配慮者が緊急避難を行うための方法について、引き続き検討を行うよう努めていきます。具体的には、地域における共助の促進に加えて、緊急避難用の津波救命艇の配備や津波避難シェルターの設置など、対象となる要配慮者の人数を鑑みて、効果的な避難方法を模索していきます。

避難ルートの拡充の検討

避難ルートの問題として、『①徒歩避難時に避難ルートが不足している。』『②車避難の避難ルート数の不足や渋滞発生、幅員の不足があること』を市として認識しています。今後は課題を抱える箇所における避難シミュレーション結果を踏まえたソフト的な対策による解消予定や、同地域の人口動態、都市計画的な位置づけ（都市計画区域内外なのか等）を踏まえながら避難ルートの拡充の必要性について検証することに努めます。

避難ルート付近に存在する斜面の崩壊対策の推進

避難ルート付近に存在する斜面を確認し、避難路を確保するために必要となるハード整備内容の確認に努め、必要に応じて、関係機関と連携していきます。

高規格道路への緊急避難方法の検討

高規格道路（北海道横断自動車道等）のような浸水域より高い位置に法面がある道路へ、緊急時に避難するための方法について、道路管理者と連携を図った協議・検討に努めていきます。

屋内避難場所の拡充の検討

冬期の避難を踏まえると、屋内避難場所を拡充する取組が求められています。施設の新設等のタイミングにおいては、避難施設の機能を併せて持たせ、屋内避難場所を将来的に増やしていくことに努めていきます。

避難場所の環境整備

既往の避難場所において、冬期の避難を想定して、暖房機能に不足がないか確認し、必要に応じて対策を実施するよう努めていきます。

情報伝達体制の検討

多くの市民に情報が行き届くように、防災行政無線等の整備を進めるとともに、海上で仕事をする沿岸漁業者に対して、防災情報がいち早く届くように情報伝達体制の検討に努めていきます。

家具転倒防災対策事業の推進

地震による家具の転倒が起こった場合、負傷者の発生や避難経路が塞がれてしまうことが考えられます。そのため、家具転倒防止器具の購入・取付けについて助成制度を創設し、対策の推進に努めていきます。

建て替えタイミングでの公共施設の高台移転

多くの市民が利用する公共施設の中で、浸水想定区域に存在するものについては、老朽化による建て替えタイミング等に、高台への移転や避難施設としての機能を持たせるよう検討に努めていきます。

市中心部へのアクセスの確保

発災した際に、沿岸部道路は津波浸水により甚大な被害を受けることが想定されています。道路啓開計画により被災後の迅速な復旧による安全を担保しつつ、被災後に、迅速に道路啓開を実施することで、緊急車両が移動できる救援ルートを切り啓き、人命救助・緊急物資の輸送を可能とし、その後の復旧・復興を加速させます。現時点では現実的ではないものの、市東部地域から内陸部を通して市中心部にアクセスできるルートの将来的な整備を並行して検討することに努めていきます。なお、検討にあたっては、国道44号、道道35号との接続も予想されるため、本市のみならず、国・北海道と連携し協議を行いながら推進していきます。

復興体制や被災者の生活支援体制の検討

市内の住居・産業関連施設・インフラ施設への被害をすべて防止することは困難です。そのため、被災を受けた街をいち早く復興するための体制や取組を整理していきます。具体的には事前復興計画の事前策定など、一定の検討を行うことを予定します。

加えて、復興までの間被災者の生活を支援するため体制構築も検討していきます。

第2節. 推進体制

今後のさらに検討が必要な事項の推進や推進計画の見直しに向けて、各関係者が協力をしながら、津波防災地域づくりの推進を図っていきます。推進にあたっては、「根室市津波防災地域づくり推進協議会」の会議体を活用しながら、連携を図っていきます。

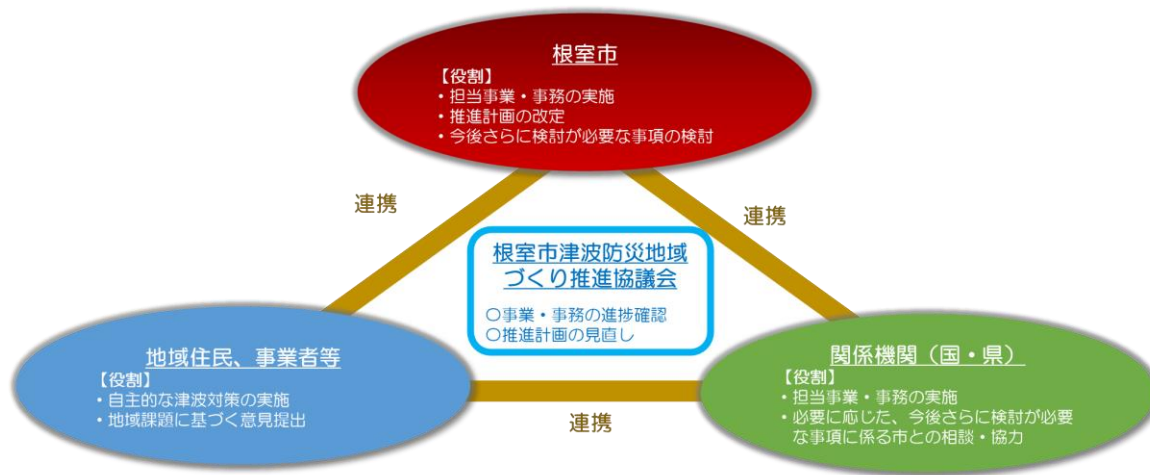


図 7-1 今後の推進体制イメージ

第3節. 計画の見直しと更新

本計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や事業・事務について、体系的に取りまとめたものです。一方で、今後さらに検討が必要な事項の検討状況や事業・事務の進捗状況、土地利用の動向等に応じて、見直しを行う必要があります。その他、北海道が公表する地震・津波被害想定や関連計画の更新や地震・津波防災対策の新たな展開がある際にも、適宜見直しが必要となります。

また、上記の見直しタイミングに関わらず、事業・事務の期間において、短期の事業・事務が完了となる5年後（令和9年度）を目途に計画全体の見直しを図るものとします。

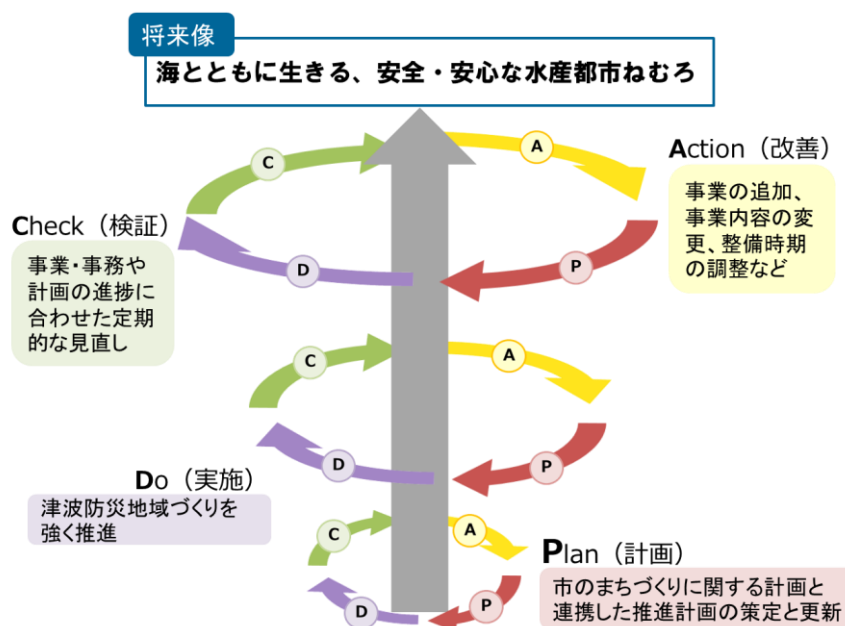


図 7-2 PDCA サイクルによる計画の見直しおよび事業・事務推進イメージ

根室市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。）第10条第1項に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の作成にあたり、同法第11条の規定に基づく根室市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波防災地域づくりに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 津波防災地域づくりの推進に関係する団体の推薦する者
- (3) 国、北海道その他関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名するものとする。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究をさせるため、協議会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会長が定める委員が指名する者及び会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第8条 協議会及び作業部会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

根室市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

令和5年3月時点

所属	役職等	氏名
北海道大学大学院理学研究院附属 地震火山研究観測センター	教授	谷岡 勇市郎
日本赤十字北海道看護大学	教授	根本 昌宏
チームくしろ防災女子	代表	金子 ゆかり
根室市町会連合会	副会長	島 祐一
根室市町会女性部連絡会	副会長	齋藤 信子
チームTUMUGU	副代表	佐々木 夕貴
根室市社会福祉協議会	介護支援専門員	平野 陽子
根室商工会議所	専務理事	野田 敏
根室漁業協同組合	参事兼総務部長	小笠原 勇人
歯舞漁業協同組合	常務理事	中村 直樹
落石漁業協同組合	参事	野村 幸喜
根室湾中部漁業協同組合	参事	木村 篤志
道東あさひ農業協同組合	根室支所 支所長	佐藤 幸裕
根室市校長会	会長	加藤 和弘
根室市消防団	消防団長	櫻田 一二三
北海道開発局 釧路開発建設部 根室道路事務所	所長	石塚 達也
北海道開発局 釧路開発建設部 根室港湾事務所	所長	佐々木 洋介
北海道 釧路総合振興局 釧路建設管理部 中標津出張所	出張所長	今 博克
北海道 釧路総合振興局 釧路建設管理部 根室出張所	出張所長	佐々木 英幸
北海道 根室振興局 地域創生部	地域創生部主幹 (社会資本)	井浦 秀俊
北海道 根室振興局 産業振興部水産課	主幹	酒井 一紀
根室市	総務部長	織田 敏史
根室市	総合政策部長	金田 真司
根室市	市民福祉部長	齋藤 博士
根室市	水産経済部長	藤田 隆人
根室市	建設水道部長	斉藤 貴志
根室市	教育部長	園田 達弥
根室市	消防長	鈴木 敏一

検討経緯

